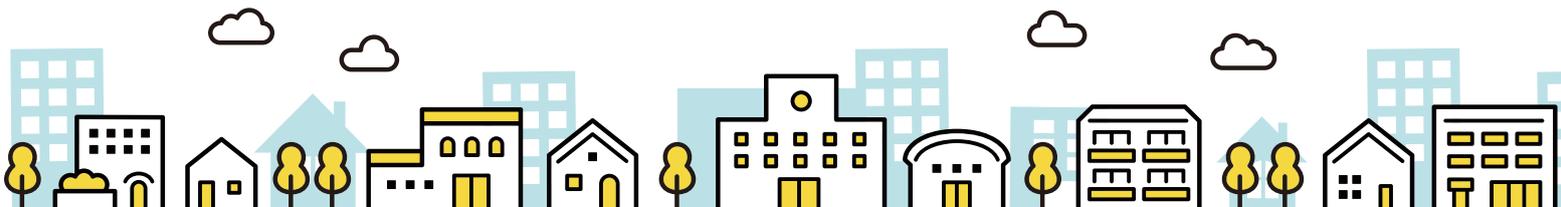


第 3 期

佐世保市

地域コミュニティ

推進計画



SASEBO

Community
Plan



目次

第1章 計画の策定にあたって

- ①計画策定の趣旨 02
- ②計画の位置付け 03
- ③計画期間 03

第2章 前計画の取組み状況～振り返り～

- ①前計画策定時の概況 05
- ②前計画に基づく主な取組み 06

第3章 前計画の評価と課題

- ①「町内会の活性化」に関する施策の評価 10
- ②「地区自治協議会の運営・活動の充実」に関する施策の評価 18
- ③「地域コミュニティの活性化を推進していくための
基盤強化」に関する施策の評価 20
- ④前計画の全体評価と課題総括 26

第4章 計画の基本的方向性

- ①地域コミュニティの将来像 28
- ②本計画で目指す姿 29

第5章 計画の推進内容と具体的な取組み

- ①町内会及び地域組織、地区自治協議会並びに
行政との連携について 30
- ②町内会の役割 32
- ③地区自治協議会の役割 34
- ④市の役割（施策体系） 38
 - 1 町内会の活性化 40
 - (1)町内会の継続的な運営・活動のための支援 41
 - (2)町内会加入促進の取組み 43
 - 2 地区自治協議会の運営・活動の充実 45
 - (1)地区自治協議会運営体制の充実のための支援 46
 - (2)地域活性化・地域課題解決に向けた活動の充実のための支援 48
 - 3 地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化 51
 - (1)広報啓発 52
 - (2)地域コミュニティの大切さを継承する風土づくり、人づくり 54
 - (3)先進的な取組みに関する研究・検討 56

第6章 計画の推進体制と進捗管理

- ①行政の推進体制と進捗管理 58
- ②町内会及び地区自治協議会との進捗状況の共有 58
- ③各種機関との連携 58
 - 地区自治協議会名簿 59
 - 佐世保市地域運営研究会委員名簿 60
 - 用語解説 62

① 計画策定の趣旨

佐世保市では、これまで町内会を中心に豊かな地域コミュニティを構築してきており、「人與人」や「人と地域」のつながりを基盤とする地域の力が本市の発展に大きな役割を果たしてきました。

近年、少子化、高齢化が進み、人口が減少し、また生活様式や個人の価値観の多様化など、私たちの暮らしの在り方が変化し、地域との関わりに消極的な人や、地域に関わる余裕を持ってない人が増えてきています。

豊かな地域コミュニティを維持、活性化していくためには、市民等が地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、さらに最も身近な町内会が元気であり、各種団体が地域課題の解決のために力を合わせていくことが何よりも重要です。

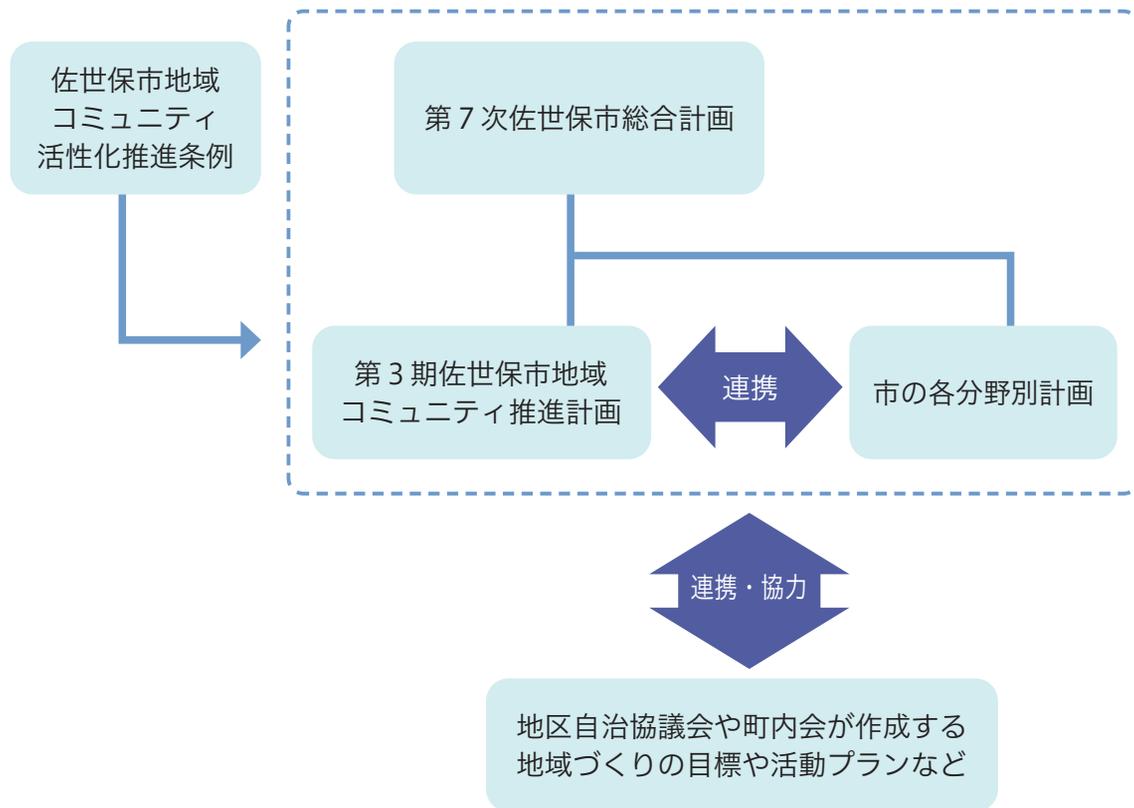
本計画は、平成30年3月に策定した「第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画」（以下、「前計画」という。）の計画期間が終了することに伴い、前計画の取組状況とその評価を踏まえ、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」に掲げる地域コミュニティ活性化の推進のため、新たな計画を策定するものです。



2 計画の位置付け

第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画（以下「本計画」という。）は、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会を実現するため、「第7次佐世保市総合計画」の分野別計画の一つとして、本市の各関連計画との整合・連携を図りながら策定するものです。

■ 「第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画」の位置付け



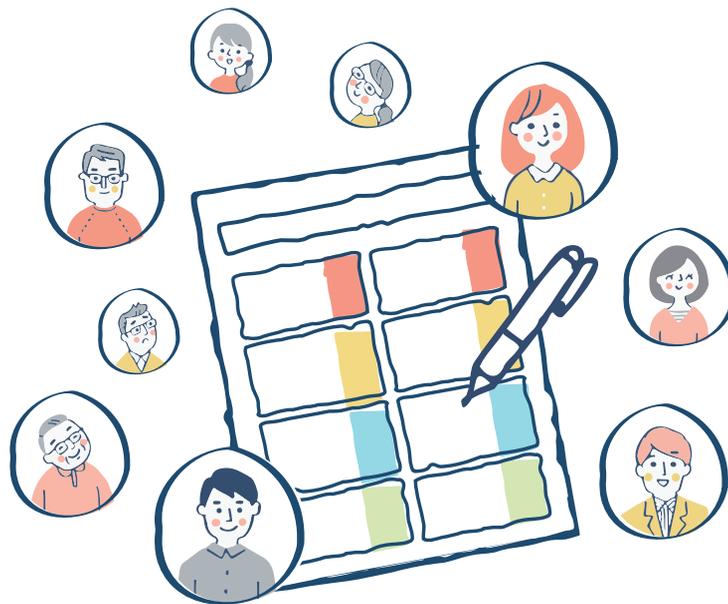
3 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、社会情勢や施策推進の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて本計画の内容を適宜見直します。

前計画の取組み状況 ～振り返り～

第2期計画策定時の概況

平成30年3月に策定した前計画では、「町内会の活性化」「地区自治協議会の運営・活動の充実」「地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化」を主な施策の柱として掲げ、各種の取組みを進めてきました。本章では、前計画策定当時の状況を振り返りながら、これまで進めてきた取組内容を整理します。



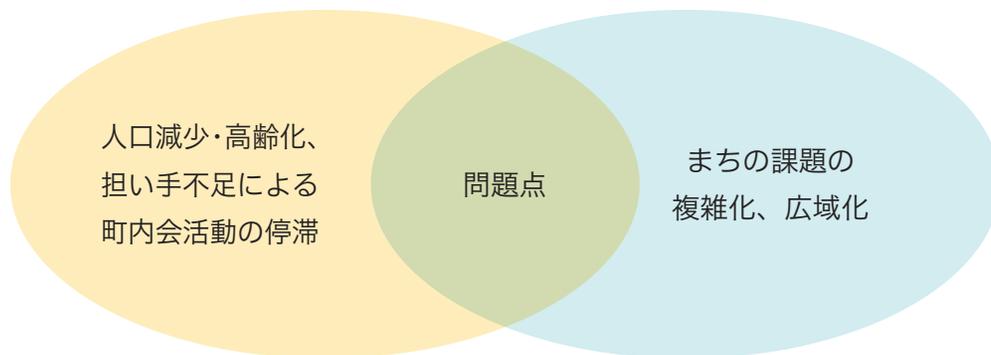
① 前計画策定時の概況

前計画を策定した平成29年度は、町内会においては、加入世帯の減少や高齢化などによる担い手不足により、役員や参加者が固定化し、住民相互のつながりが希薄化するなどの問題を抱えていました。

また、まちの課題は複雑化・広域化しており、もはや1つの町内会だけでは課題解決が難しい状況もありました。

こうした中、本市では、平成30年4月に市内全ての27地区で「地区自治協議会」が設立され、町内会と地区自治協議会の連携を基本とした前計画を策定し、具体的な取組みを進めてきました。

■平成29年度（前計画策定当時）の概況と計画の方向性



町内会だけでは課題解決が困難に

こうした課題を解決するため地域運営の要となる団体として

地区自治協議会を設立（H25.7～30.4）

町内会と地区自治協議会の連携を基本とした

第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画策定（H30.3）

1. 町内会の活性化
2. 地区自治協議会の運営・活動の充実
3. 地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化

2 前計画に基づく主な取組み

1 「町内会の活性化」に向けた主な取組み

町内会の継続的な運営・活動に向け、各種補助金などによる支援のほか事務負担軽減などに取り組みました。

また、町内会加入促進に向けては情報発信の強化やイベント等での加入促進、事業者と連携した取組みを行いました。



町内会加入促進動画の制作



本庁舎に懸垂幕を掲示



各地区のイベントにおける町内会加入促進キャンペーン



不動産事業者向けのセミナーでの加入促進の協力依頼

〈主な取組み一覧〉※詳細については資料編 P7～9 に掲載

中 項 目	主な取組み
(1)町内会の継続的な運営・活動	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所等施設整備、敬老行事、環境美化など町内会活動に対する各種補助制度の運用 ・町内会補助金関係申請書類の一括送付の継続実施 ・町内会会長研修会の継続実施 など
(2)町内会加入促進の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大学新生オリエンテーションへの出席や事業所訪問 ・マンション事業者、宅建協会との情報交換 ・毎年11月を加入促進月間とし、本庁舎に懸垂幕を掲示 ・町内会加入促進動画を制作 など
(3)持続可能な町内会の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会再編支援に向けた町内会からの相談対応 など

2 「地区自治協議会の運営・活動の充実」に向けた主な取組み

本市では、平成30年4月に市内全ての27地区に地区自治協議会が設立されました。前計画では、主に地区自治協議会が行う活動に対し、財政上の支援やその他必要な支援などを行いました。

また、前計画の施策において、「事務局長の地域選任の促進」や「指定管理者制度の導入」などについて、ワーキング会議やブロック会議等で意見交換や議論を行ってきました。

さらに、地区自治協議会が何のために設立され、どのような活動を行っていく組織なのか、その存在意義が十分理解されていないのではないかとこの地域からの声を踏まえ、令和3年度に設置した佐世保市地域運営研究会において、地区自治協議会の役割・適切な運営について、その考え方や内容について意見交換を行いました。

令和4年度においても、前計画の評価やそれを踏まえた本計画の取組みの方向性について意見交換を行いました。



文化祭（補助金による活動支援）



公立公民館のコミュニティセンター化



佐世保市地域運営研究会の設置

〈主な取組み一覧〉 ※詳細については資料編 P9～13 に掲載

中 項 目	主な取組み
(1)組織の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治協議会や既存の地域団体へ再編合流に向けた各種取組みと支援 など
(2)運営体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から地区自治協議会からの要望を受け、地域から事務局長を選任した場合の人件費補助の増額 など
(3)地域課題の解決に向けた活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の他の団体との連携・協力の推進 補助金による活動の支援、補助金制度の見直し など
(4)拠点施設の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月に公立公民館からコミュニティセンターへ移行 など
(5)町内会との連携	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度佐世保市地域運営研究会で地区自治協議会と町内会との役割分担などの考え方を共有 など

令和3年度 佐世保市地域運営研究会 開催状況

	開催日	内容等
第1回	令和3年7月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 経緯・経過共有 現状共有 今後の進め方
第2回	令和3年11月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 地区自治協議会の本質的役割 適切な運営(協議・実行)
第3回	令和4年3月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 財源はどうあるべきか 拠点性をどう考えるか

令和4年度 佐世保市地域運営研究会 開催状況

	開催日	内容等
第1回	令和4年6月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画策定にかかる今後の進め方について
第2回	令和4年11月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果報告等、第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画の骨格について
第3回	令和4年12月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画の素案について

3 「地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化」に向けた主な取組み

地域コミュニティに関する情報発信や意識啓発に継続的に取り組むとともに、地域活動を支える人材の育成や次世代を担う後継者の発掘につながる機会の創出に取り組みました。また、全国各地で展開されている地域コミュニティに関する取組事例等の情報収集や研究などを行いました。

The image displays the organizational chart of the Miyama District Self-Governance Association (宮地区自治協議会) and a promotional flyer for its 4th anniversary. The organizational chart shows a hierarchy starting with the General Meeting (総会) and Executive Board (総務理事会), leading down to various committees and departments. The flyer includes a 'New Year Message' (新年号) from the president, Yamauchi Shigeaki, and lists various activities and achievements, such as the 'Miyama District Self-Governance Association' (宮地区自治協議会) and 'Miyama District Self-Governance Association' (宮地区自治協議会).

市ホームページによる地区自治協議会だよりの情報発信



地域コミュニティ活性化シンポジウムの開催 町内会長研修

〈主な取組み一覧〉※詳細については資料編 P13～14 に掲載

中項目	主な取組み
(1) 広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページで地区自治協議会だよりを随時掲載 広報させぼで、各地区自治協議会を紹介 町内会長研修や地区自治協議会事務局職員研修の実施 など
(2) 人材発掘・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 活動発表会（地域コミュニティ活性化シンポジウム）の開催 地域コミュニティ学習機会の創出 市新入職員、コミュニティセンター職員研修の実施 など
(3) 新たな取組みに向けた研究・検討	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度コミュニティビジネス勉強会を実施 先進地視察による研修実施 など

① 「町内会の活性化」に関する施策の評価

1 町内会加入率の推移からみた評価

前計画では、町内会加入率を成果指標に設定し、令和4年度目標値として84.0%に掲げ、町内会の活性化に係る取組みを進めてきました。

しかしながら、平成29年度（前計画策定時）の町内会加入率83.9%であったものが、令和4年度には81.1%と、この間2.8ポイント減少しました。また、加入世帯数も平成29年度の87,949世帯から令和4年度には83,682世帯と減少傾向に歯止めはかかっていません。

一方で、本市の町内会加入率は全国の中核市62都市の中では上位12番目と比較的高い地域といえますが、今後更に人口減少と高齢化が進行することから一層の取組み強化が求められます。

町内会加入率が減少傾向となっている背景には、女性や高齢者の就業率の高まりにみられる社会構造の変化から、地域活動の担い手不足となっていることも要因のひとつではないかと推察されます。また、地域からは、引っ越しの際に、町内会未加入となるケースが多いとの声があります。以上のことは、役員の固定化につながり、役員の負担感はますます重くなってきています。

インターネットの普及率（全国）をみると80%を超えており、その活用は町内会活動における負担軽減の可能性を秘めているのではないかと考えています。ただし、70歳以上の高齢者は利用率が他の年齢階層と比較しても低い傾向にあることを考慮する必要があります。

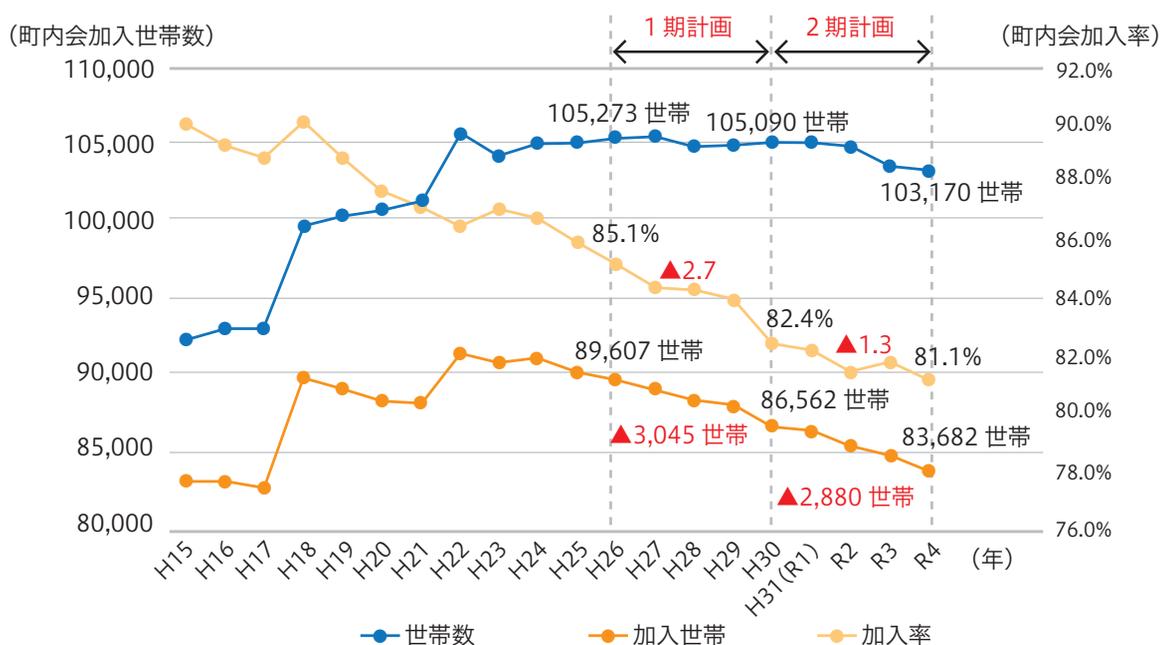


■前計画の成果指標（達成状況）

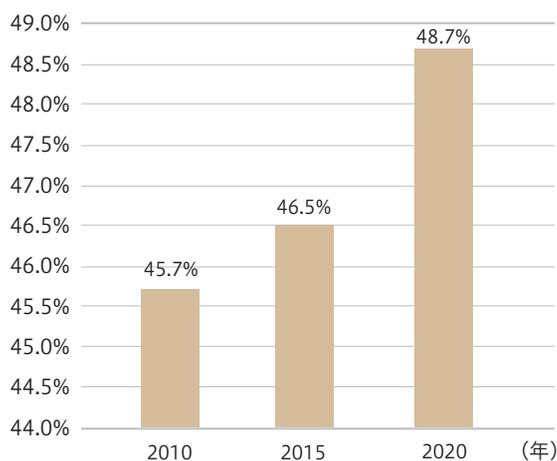
成果指標名	前計画策定時現況 (平成 29 年度)	前計画の目標値 (令和 4 年度)	実績 (令和 4 年度)
町内会加入率	83.9%	84.0%	81.1%

年々低下し続ける加入率を 5 年間維持

■ 1 期計画・ 2 期計画における町内会加入世帯数・加入率の推移

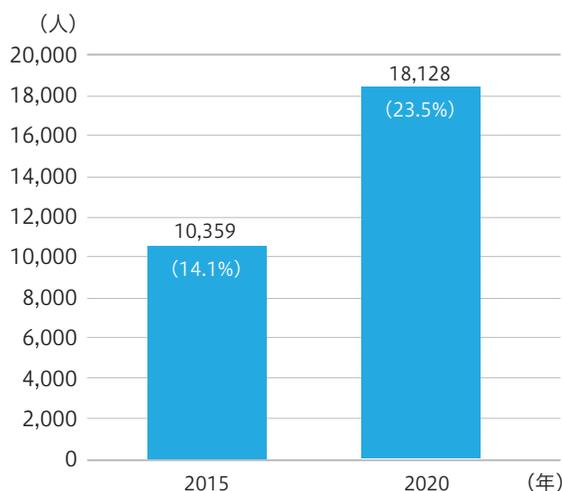


■ 佐世保市の女性の就業率



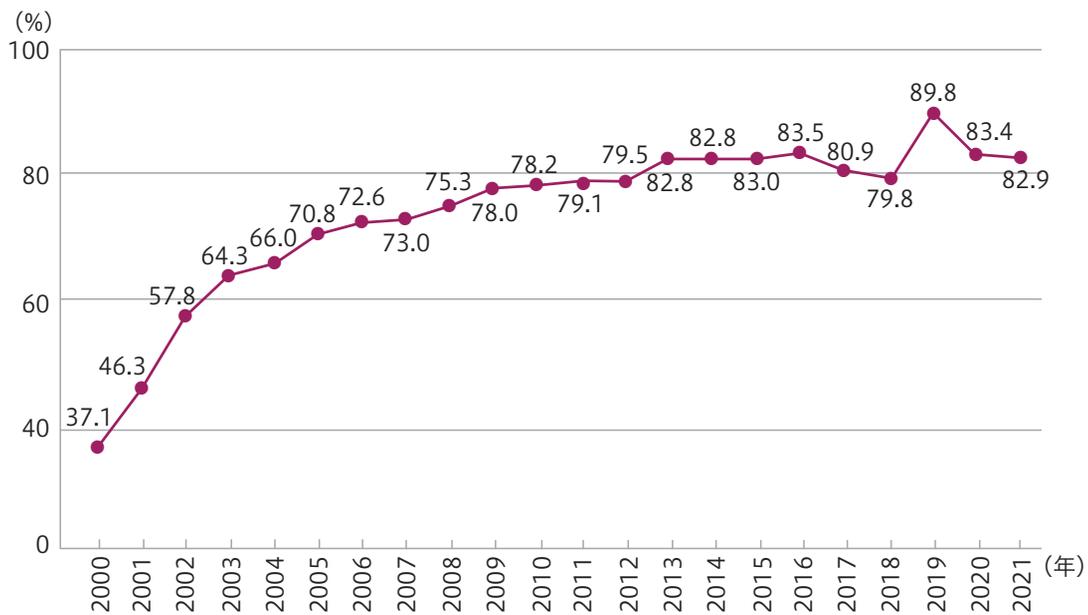
資料：佐世保市統計書、国勢調査

■ 佐世保市の 65 歳以上就業者数・就業率



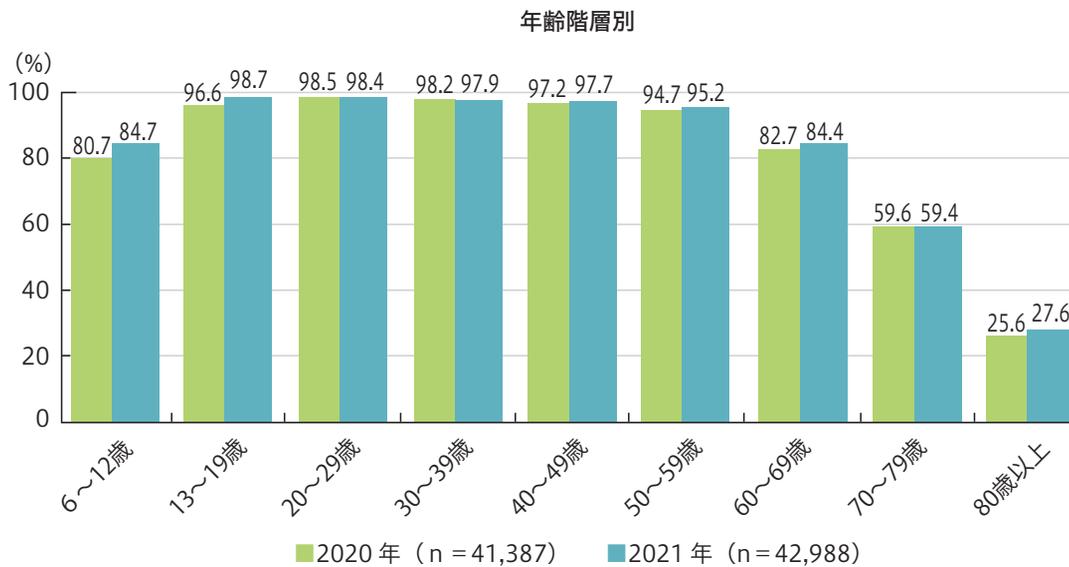
資料：佐世保市統計書、国勢調査

■インターネット普及率（全国）



資料：令和4年版情報通信白書

■インターネット利用率（全国）



資料：令和4年版情報通信白書

● 町内会の取組み ●

夏祭り



防犯灯の設置維持管理



ゴミステーションの維持管理



スポーツ大会



町内清掃 (市民大清掃)



敬老会



子どもの見守り活動



2 町内会による町内会施策の評価

本計画策定にあたり、本市の全町内会に対し町内会の現状や問題・課題を把握するためのアンケート調査を実施しました。なお、このアンケートは5年前にも実施しています。

前計画の成果指標に設定している「活動が活発な町内会」の割合については、調査の結果、町内会の活動状況（令和元年度現在）は「大変活発」が6.3%、「比較的活発」が34.8%、計41.1%と前回アンケート調査（平成29年度）と比較すると14.6ポイント低下しました。

また、町内会活動を行う上での問題点について、「会員の高齢化」（26.1%）、「役員のなり手が少ない」（23.0%）、「子どもが少ない」（19.5%）、「役員の負担が大きい」（10.2%）といった回答が上位を占め、前回のアンケートと同様の傾向が見られました。

町内会未加入者の状況について、「非常に増えていると思う」（4.5%）、「やや増えていると思う」（31.5%）、計36%に対し、「増えていると思わない」は61.8%という結果になり、ここ数年については極端に減っているというわけではないことが伺えます。

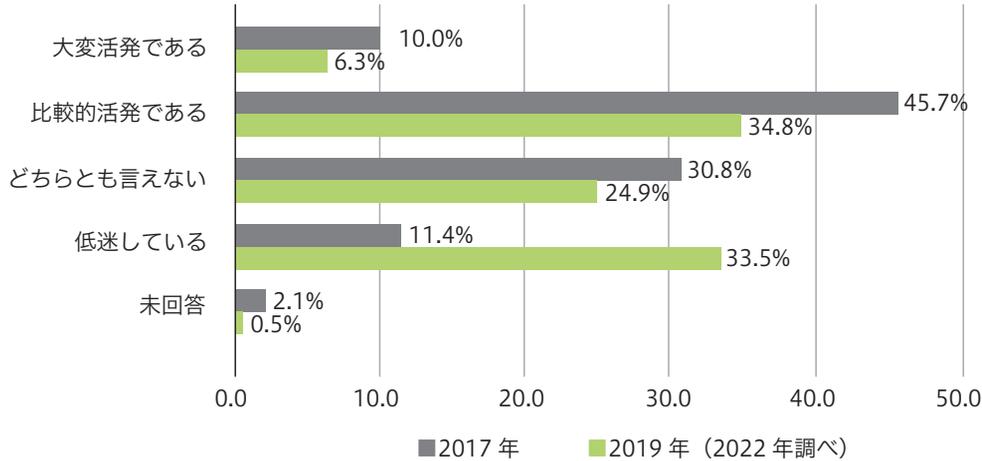
また、未加入の理由をどう考えるか尋ねたところ、「加入するメリットが感じられない（加入しなくても困らない）」（56.0%）が最も多く、昔ながらの地域コミュニティを大切にす気持ち薄れてきているのではないかと考えられます。

■前計画の成果指標（達成状況）

成果指標名	前計画策定時現況 （平成29年度）	前計画の目標値 （令和4年度）	実績 （令和4年度）
活動が活発な町内会	55.7%	70.0%	41.1%

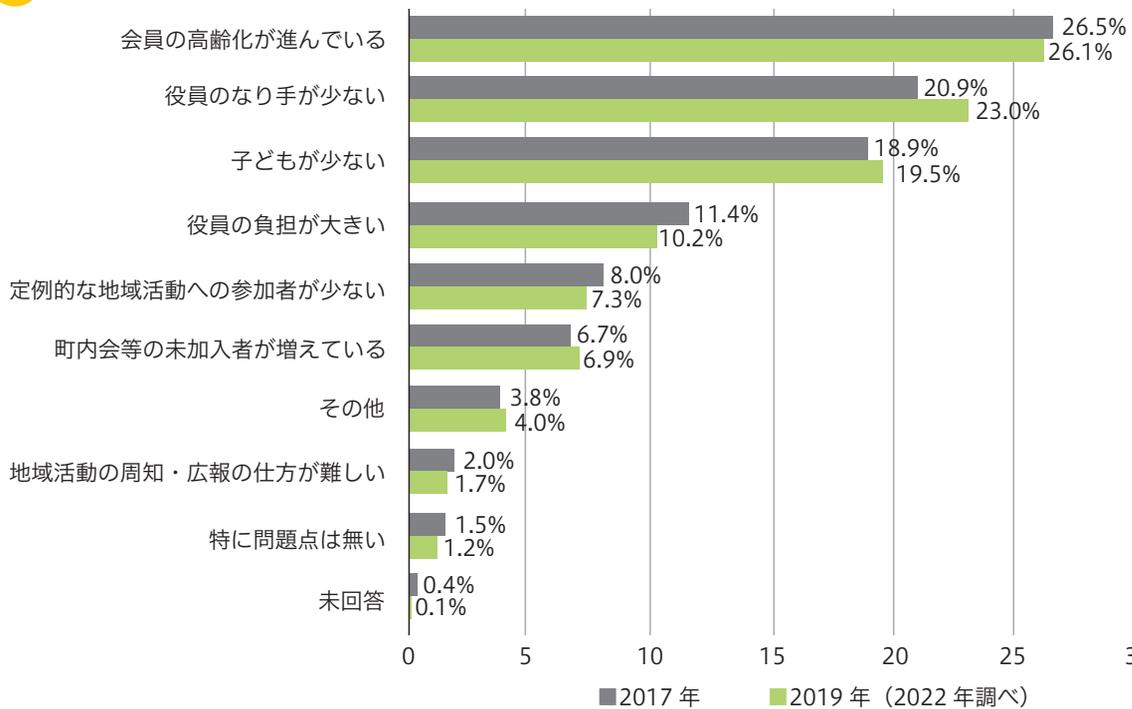
町内会代表者が、自らの町内会の活動は「活発」又は「比較的活発」であると回答した割合（町内会に関するアンケート調査）

Q1 令和元年度の町内会の活動状況

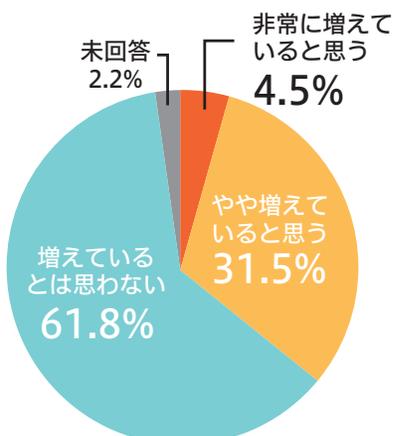


※新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、発生する前の状況（2019年時点）について調査を行った。

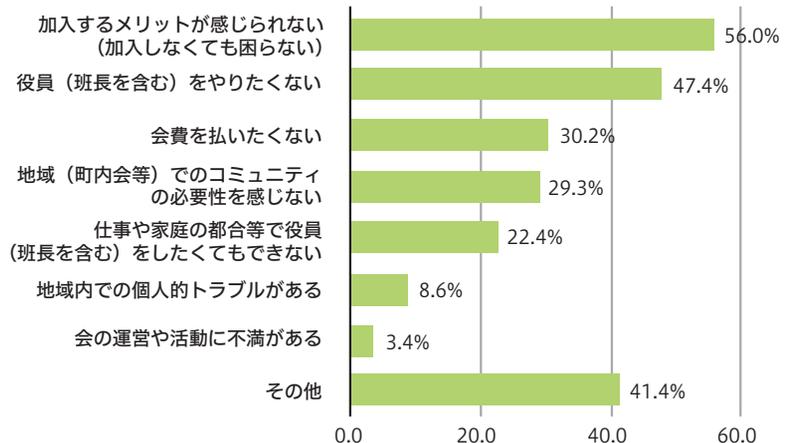
Q2 町内会等の活動の問題点



Q3 町内会未加入者の状況



Q4 未加入の理由は

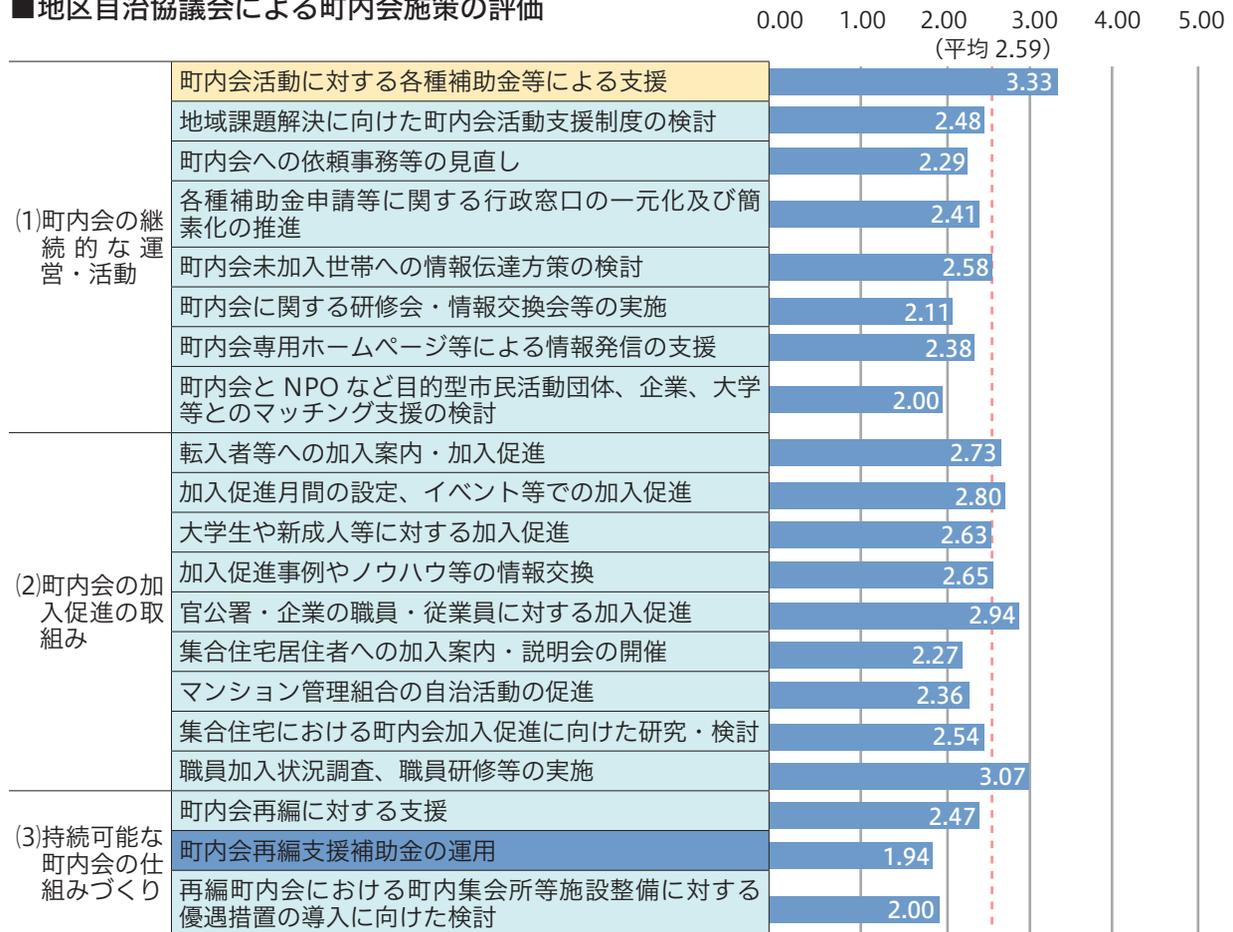


※アンケートの詳細は資料編 P57 ~ 72 に掲載

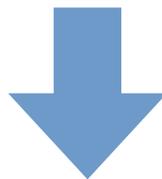
3 地区自治協議会による町内会施策の評価

全 27 地区の地区自治協議会にアンケートを実施したところ、「各種補助制度がわかるように広報してほしい」、「町内会加入が高まる支援制度及び未加入世帯への加入案内が必要」、「補助金関係や手続きが簡単にでき、窓口をひとつにして分かりやすくしてほしい」、「転入者への加入案内・加入促進」、「開発事業者への働きかけをしてほしい」という意見が示されました。

■地区自治協議会による町内会施策の評価



※詳細、意見内容は資料編 P15 ~ 56 に掲載



●町内会活性化について求められているもの

- 各種補助制度がわかるように広報してほしい。
- 町内会加入が高まる支援制度及び未加入世帯への加入案内が必要。
- 補助金関係の申請や手続きが簡単にでき、窓口をひとつにして分かりやすくしてほしい。
- 町内会活動への参加呼びかけ及び人材育成の支援。
- 転入者への加入案内・加入促進。
- 開発事業者への働きかけをしてほしい。

● 地区自治協議会の取組み ●

視察研修



運動会



避難所運営支援



高齢者のごみ出し支援



清掃活動



多世代交流イベント



地域未来塾



総会



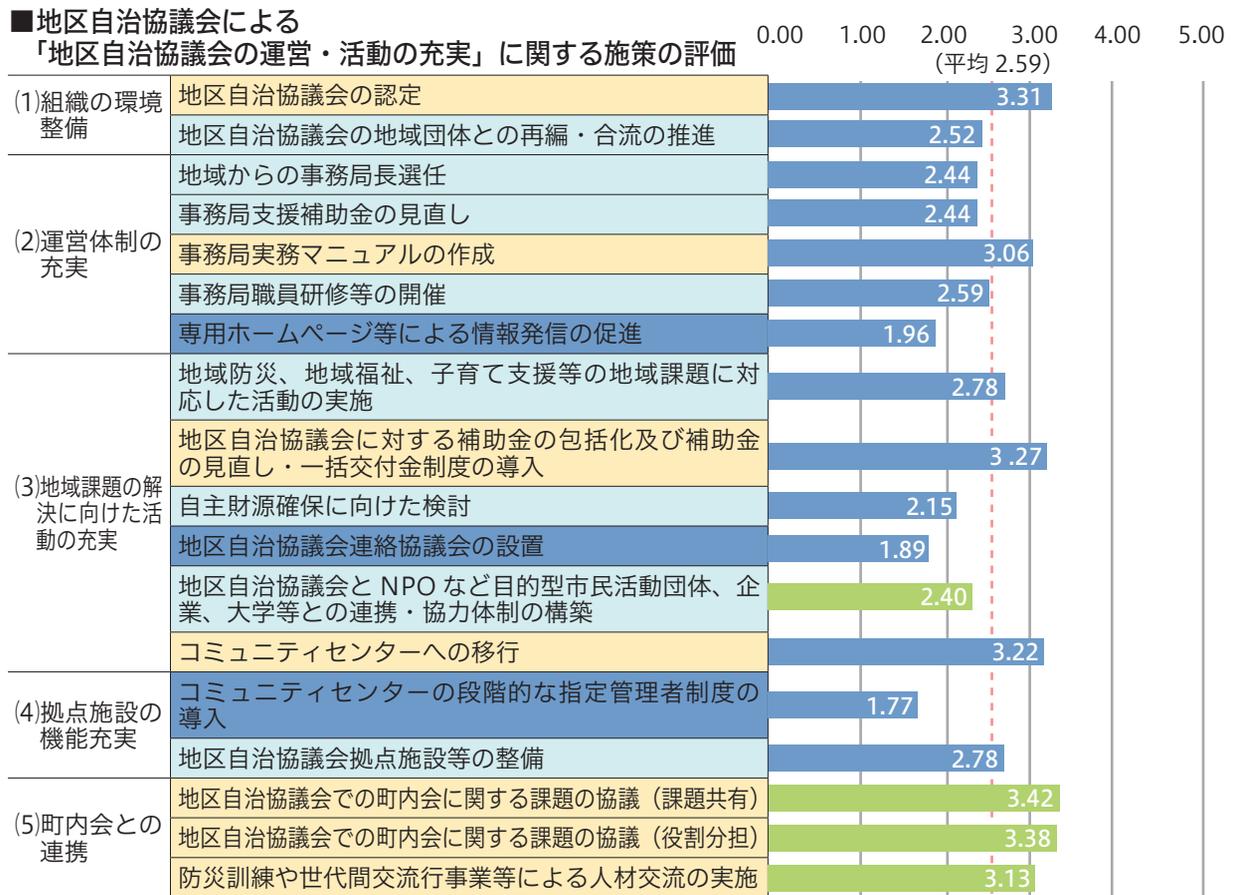
②「地区自治協議会の運営・活動の充実」に関する施策の評価

全 27 地区の地区自治協議会にアンケートを実施したところ、特に多くの意見を頂いたものとしては、「地域からの事務局長の選任のあり方」、「事務局への補助金が足りない」、「地域課題へ対応していくうえでの市の支援」、「コミュニティセンターは、社会教育・生涯学習の拠点としての役割を担い続ける必要がある、さらに発展させたい」、「補助金がさらに使いやすくなるようにしてもらいたい」、「事務局の事務スペースが狭い」などが挙げられます。

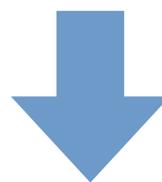
このような意見から、行政と一緒に地域づくりに取り組むパートナーである地区自治協議会が活発に活動できるよう、今後も連携・協力していくと同時に負担軽減の検討、支援の拡充などが重要であると考えられます。

一方で、前計画において、「事務局長の地域選任の促進」と「指定管理者制度の導入」は推進が難しいとの地域からの声があり、地域の意見を聴取する前に、市が考える対応策を早急に提案したことから、混乱を招くこととなりました。





※ ■ 緑は実施主体：地区自治協議会
※ 詳細、意見内容は資料編 P15～56 に掲載



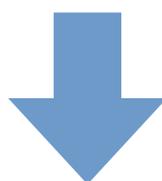
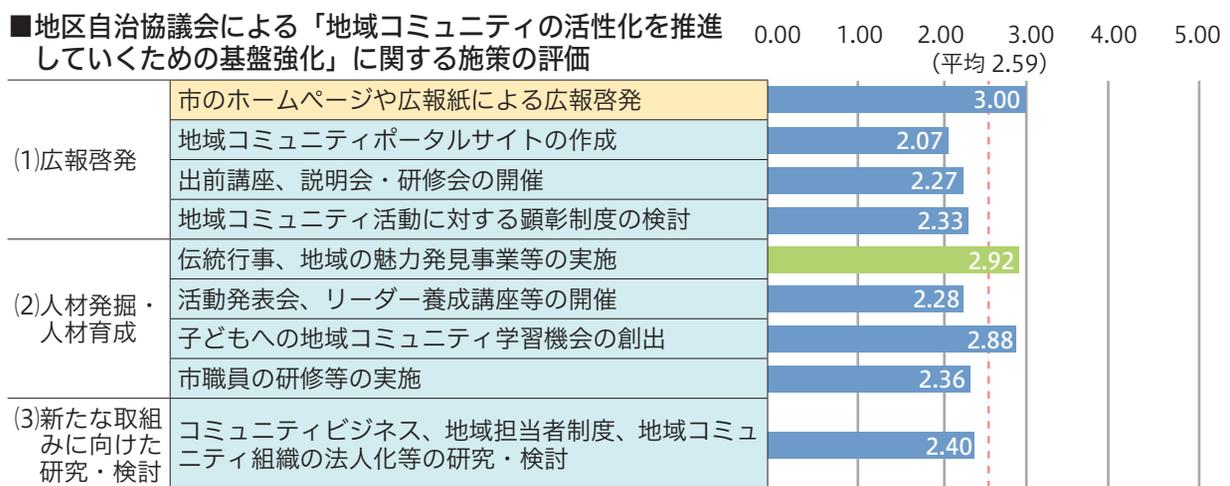
● 特に重点的な取組みとして求められているもの

- ・ 地域からの事務局長選任のあり方
- ・ 事務局への補助金が足りない。
- ・ 地域課題へ対応していくうえでの市の支援。
- ・ コミュニティセンターは、社会教育・生涯学習の拠点としての役割を担い続ける必要があり、さらに発展させたい。
- ・ 補助金がさらに使いやすくなるようにしてもらいたい。
- ・ 事務局の事務スペースが狭い。

3 「地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化」に関する施策の評価

全 27 地区の地区自治協議会にアンケートを実施したところ、地域コミュニティの基盤強化で求められているものとして、「伝統行事、地域の魅力発見事業は今後も必要。継続して市の支援が必要」、「後継者育成のため、継続した研修会の実施」、「子どもへの地域コミュニティ学習機会の創出は今後も必要で、コミュニティセンターや学校と協力して取り組みたい」という意見をいただきました。

地域コミュニティの取組みの一つである、伝統行事や地域の魅力発見事業は、その地区の愛着心を育むと同時に町全体の人と人のつながりといった連帯感の醸成にもつながることから、今後も継続して支援する必要があると考えられます。



● 基盤強化について求められているもの

- ・ 伝統行事、地域の魅力発見事業は今後も必要。継続して市の支援も必要。
- ・ 後継者育成のため、継続した研修会の実施をしてほしい。
- ・ 子どもへの地域コミュニティ学習機会の創出は今後も必要。コミュニティセンターや学校と協力して取り組みたい。

地区自治協議会アンケート調査結果



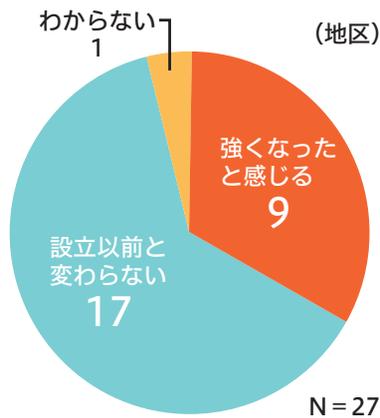
平成30年4月に佐世保市27地区全てに地区自治協議会が設立され、前計画では、地区自治協議会の運営・活動の充実を図ってまいりました。本計画の策定にあたって、さらに、地域運営の要となる地区自治協議会の活動の充実を図るため、令和4年9月に27地区自治協議会にアンケート調査を実施しました。

※アンケートの詳細は資料編 P73～103 に掲載

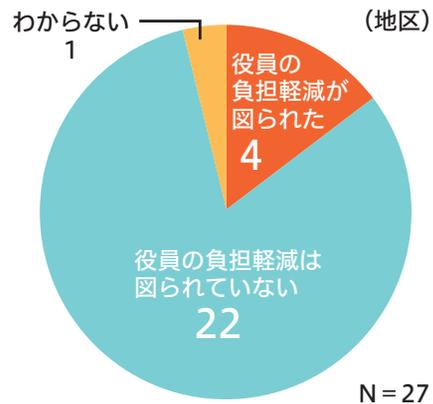
①地区自治協議会の運営について

地区自治協議会設立後、「町内会どうしの結びつきが強くなった」と感じる地区は9地区、「役員の負担軽減は図られていない」と回答した地区は22地区となりました。また、運営側の負担軽減や重複しているイベントの見直しといった「行事イベントの見直しを予定している地区」は17地区となりました。

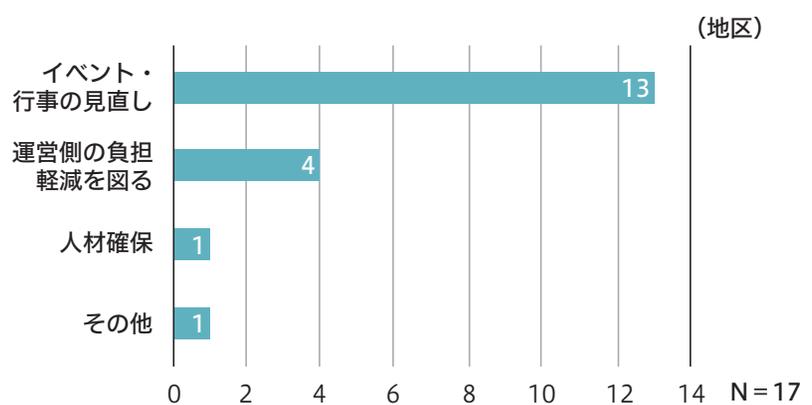
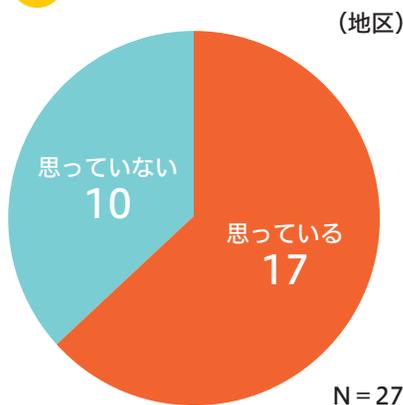
Q1 地区自治協議会を設立して、より町内会どうしの結びつきが強くなったと感じられますか



Q2 地区自治協議会を設立することによって、地域組織との再編合流で役員重複を解消し、地域の皆様の負担軽減を図ることも目的としていたものですが、いかが感じていますか



Q3 イベント・行事の見直しを予定したいと思っていますか



②地域課題について

平成 30 年 4 月に市内全域で、地区自治協議会が設立され、これまで様々な地域課題の解決に向けた取組みを行ってきました。その取組みを分野ごとにまとめています。

分 野	課 題	取組内容
町内会加入促進・人材育成	後継者育成・若者の参画	○若い人や地元企業等に自治協の活動に参加してもらう <ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員の募集 ・住民と地元企業団体等との交流イベント ・避難所見学会の開催
	町内会活動促進	○各町内イベント支援の備品購入 (大型簡易テント、放送設備、草刈り機 など)
高 齢 者 社	見守り活動等の支援	○民生委員による高齢者の見守り・食事提供
	買い物支援	○地域支え合い推進会議や福祉推進協議会と協力し、地域利用者アンケート等の実施
	健康増進と交流の場	○100歳体操を実施
防 災 対 策	災害に強いまちづくりの推進	○地区防災計画の策定と全世帯配布 ○町内会等への防災計画策定への支援 ○地区内の危険箇所や過去の災害事例の調査 ○集会所に避難所用備蓄品の整備 (水、毛布、懐中電灯、簡易照明 など)
環境に配慮したまちづくり	環境美化	○河川公園隣接自治会で美化活動を実施し、継続して実施している
青少年育成	子どもと地域とのつながり強化	○夏休みの寺子屋 ○放課後子ども教室 ○地域の人が講師となり、子どもたちと60年前の街並みを歩きながら地図を基に説明する
まちの再生	遊休地の活用	○利用者と協力しあって農園体験ができた

※詳細は資料編 P87～91 に掲載

③前計画における成果指標について

(1)地域課題解決に向けた取組みを実施した地区自治協議会

地域課題の解決を行っている地区自治協議会は 27 地区となり、目標値の 100% を達成しました。

■前計画の成果目標 (達成状況)

成果指標名	前計画策定時現況 (平成 29 年度)	前計画の目標値 (令和 4 年度)	実 績 (令和 4 年度)
地域課題の解決に向けた事業を実施している地区自治協議会	44%	100%	100%

地域課題の解決に向けた取組みを「実施した」と回答した地区自治協議会
 (地区自治協議会アンケート調査)

(2)インターネットを活用した広報活動を実施している地区自治協議会

インターネットで広報活動をしていると回答した地区が目標 27 地区に対して、3 地区に留まっており、目標を達成しませんでした。一方で、インターネットを活用した広報活動を実施・検討する中で、「行政からの支援が必要」と回答した地区は 16 地区に及びました。

■前計画の成果目標（達成状況）

成果指標名	前計画策定時現況 (平成 29 年度)	前計画の目標値 (令和 4 年度)	実績 (令和 4 年度)
専用ホームページの作成等、インターネットを活用した広報活動を実施している地区自治協議会	1 地区	27 地区	3 地区

専用ホームページや SNS 等を活用し、
地域情報の発信など広報活動を行っている地区自治協議会

(3)地区自治協議会の運営における若年層の参画状況

若年層の運営への参画が「増えた」、「ある程度増えた」とした地区は 7 地区となり、目標の 80% に対して、26% と目標を達成しませんでした。また、若年層の事業参加が「増えた」、「ある程度増えた」と回答した地区は 4 地区に留まりました。

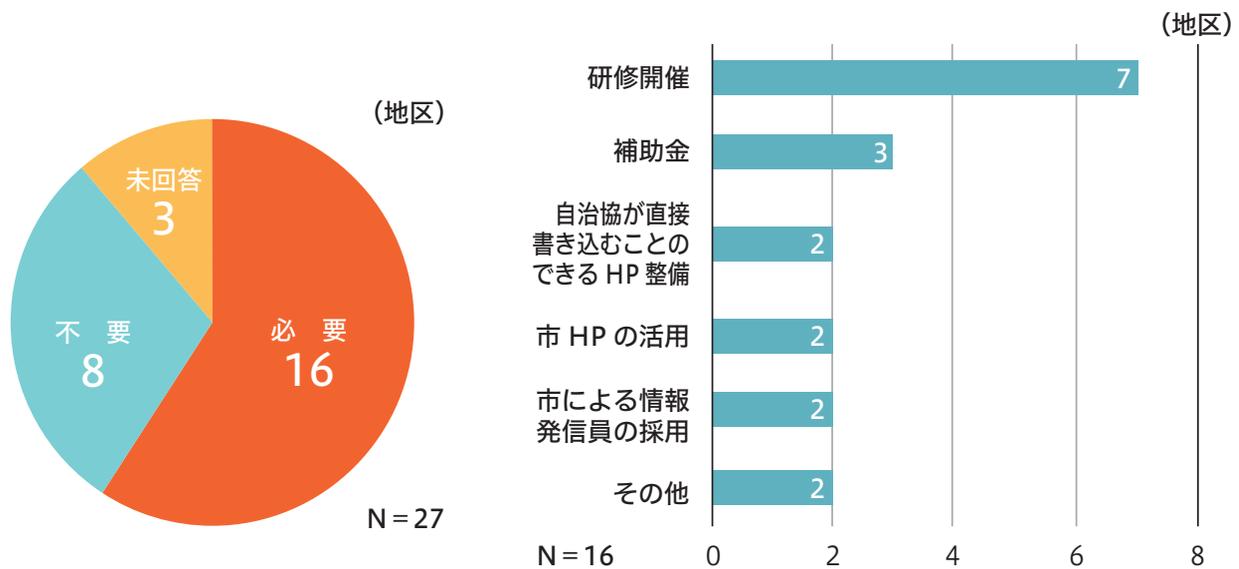
「次世代の人材育成に取り組んでいますか」という問いに対しては、「取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」と回答した地区は 19 地区となりました。「次世代の人材育成についてどのような行政からの支援が必要か」という問いに対しては、「地域コミュニティの重要性について、若い世代に対する広報を行う」をはじめ、「人材発掘・育成などの環境整備」、「市職員の参加意識の醸成」などが挙げられました。

■前計画の成果目標（達成状況）

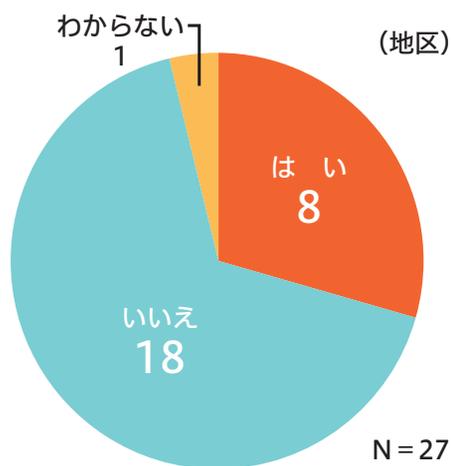
成果指標名	前計画策定時現況 (平成 29 年度)	前計画の目標値 (令和 4 年度)	実績 (令和 4 年度)
地区自治協議会の運営における若年層の参画状況	44%	80%	26%

地区自治協議会の運営に若年層（50 歳未満）の参画が「増えた」「ある程度増えた」と回答した地区自治協議会の割合（地区自治協議会アンケート調査）

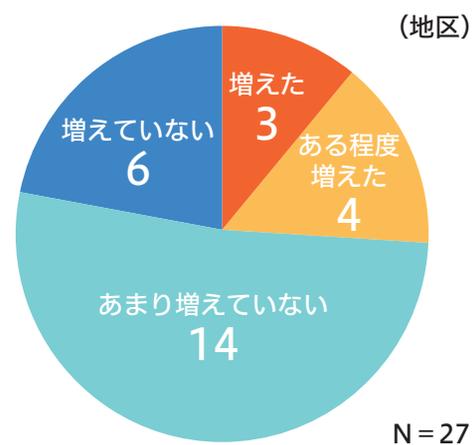
Q4 インターネットの広報活動を行う場合、市からの支援がほしいですか



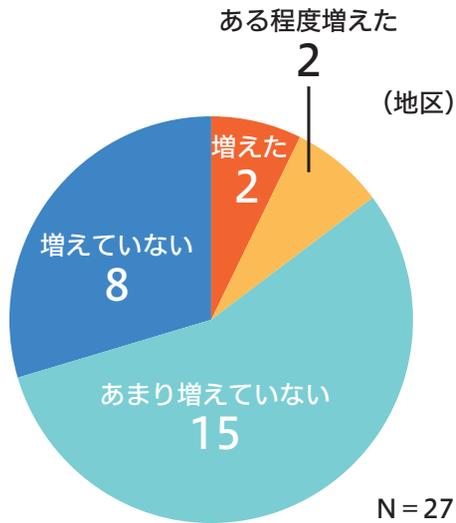
Q5 インターネットでの広報活動の見直しや新規の企画を考えていますか



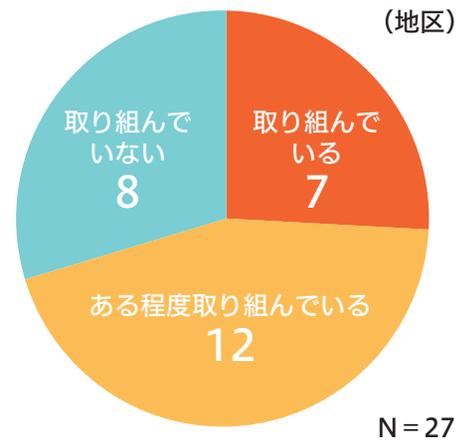
Q6 若年層（50歳未満の方）の運営への参画は増えましたか



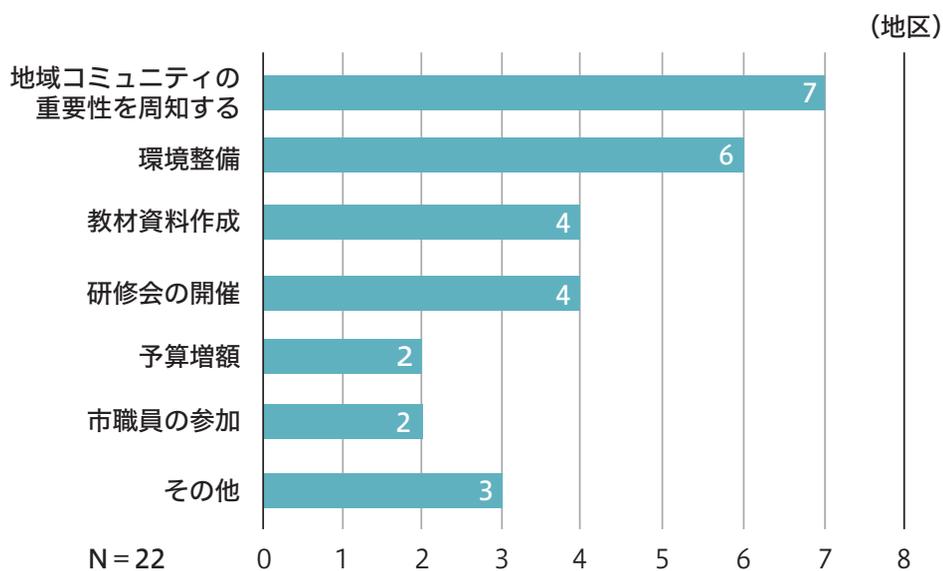
Q7 若年層（50歳未満の方）の事業参画は増えましたか



Q8 地区自治協議会の役員や町内会の役員などを担う次世代の人材育成に取り組んでいますか



Q9 次世代の人材育成をするうえで、市からどのような支援策が欲しいと考えますか



4 前計画の全体評価と課題総括

全体評価

前計画において、「町内会の活性化」、「地区自治協議会の運営・活動の充実」、「地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化」を大きな柱として、取組みを推進してきました。

しかし、町内会においては、町内会加入率の減少に歯止めがかかっておらず、施策が十分に機能したとは言えない状況です。情報発信に取り組んではきたものの、未加入者に対し町内会加入の意義が十分に伝わっていないことが考えられ、未加入者への対策等の充実はもとより、補助制度の周知や補助申請等の負担軽減等が求められています。

また、地区自治協議会においても、各種の施策や支援策を実施しましたが、地区自治協議会が抱えていた問題点の解消には十分に至っておらず、アンケート調査でも全体的に地区自治協議会からの評価は低い結果となりました。一方で、地区自治協議会と町内会との連携強化など活動への意識向上は進みつつあります。

全体評価

町内会

- 町内会加入率の減少に歯止めがかかっておらず、施策が十分に機能したとは言えない。(H29:83.9%→R4:81.1%)
- 未加入者に、町内会加入の意義が伝わっていない。
- 特に、未加入者への対策等の充実はもとより、補助制度の周知や補助申請等の負担軽減、人材育成の支援等が求められている。

地区自治協議会

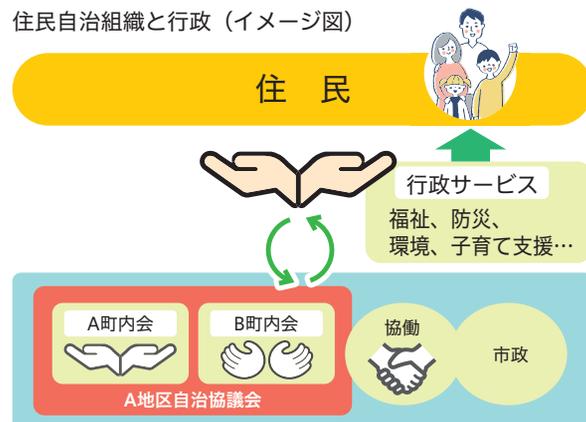
- 前計画に基づき各種の施策や支援策を実施したものの、地区自治協議会が抱えていた問題点の解消には十分に至っていない。
- 全体的に地区自治協議会からの評価も低い。
- 地区自治協議会自体、町内会との連携は出来ている等、活動への意識向上は図られている。
- 地域・学校・家庭が連携して支えあう地域づくりが大事であり、後継者育成のための研修会や子どもへの地域コミュニティの学習機会の創出など、コミュニティセンターや学校等と協働して、今後も取り組むことを望まれている。

本計画策定に向けた課題

前計画におけるこれまでの取組内容の評価やご意見などを踏まえ、地域の声にきめ細かに対応する計画づくりを進めます。

特に重視する点として、以下の3項目を中心に、新たな計画づくりを進めます。

住民自治組織と行政（イメージ図）



住民が町内会に参加し、町内会が住民を支えていくこと、また地区自治協議会は町内会の機能補完を通じて住民を支えていくこと、行政は、町内会・地区自治協議会と協働して住民を支えていくことを示しています。

第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画策定に向けた課題

●町内会、地区自治協議会のそれぞれの役割をもとに、市の役割と取組みの方向性を明らかにします。

[理由]

市の各種施策や支援策が十分機能していないとの振り返りから、町内会及び地区自治協議会の役割をもとに、これまでの取組内容の評価、意見を踏まえ、効果的な支援内容とする必要があります。

（それぞれの役割は第5章：30～39ページ）

●町内会や地区自治協議会の取組みの情報が、市民（特に若者）に十分に伝わる取組みを進めます。

[理由]

持続可能な地域づくりのためには、地域を支える人づくりが重要です。地域を支える人づくりには、町内会及び地区自治協議会に参加していただく必要がありますが、市民に加入する意義が伝わっておらず、町内会、地区自治協議会それぞれの取組みを広く知ってもらうことが重要であり、参加したい、参加しやすいと思われるよう情報を発信する必要があります。

●地域と行政の更なる連携強化を推進します。

[理由]

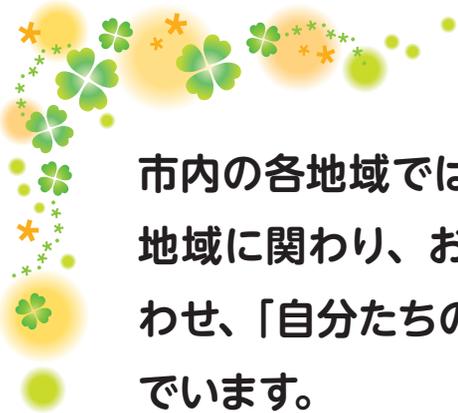
上記2つの点を効果があるものとするためには、地域と行政が連携強化する必要があります。

第4章

計画の基本的方向性

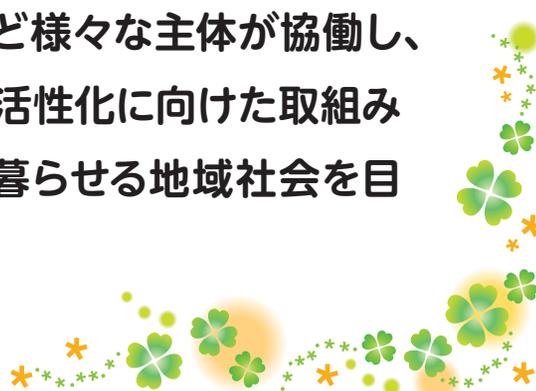
① 地域コミュニティの将来像

本計画に掲げる地域コミュニティの将来像は、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例の趣旨でもあり、最も基本となるものです。



市内の各地域では、市民一人ひとりが積極的に地域に関わり、お互いに支え合いながら力を合わせ、「自分たちの手によるまちづくり」が進んでいます。

市民や町内会、地区自治協議会、市民活動団体、企業、学校そして行政など様々な主体が協働し、地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組みを進め、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指していきます。



2 本計画で目指す姿

1

町内会への 加入意識の広まり

助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりが重要であることが再認識され、町内会の大切さを理解する人が増えつつあります。



2

地区自治協議会の 地域づくりの広がり

地域運営の要として、地区自治協議会の活動が活発に行われ、各地域で地区自治協議会が行う地域づくりが広がっています。



3

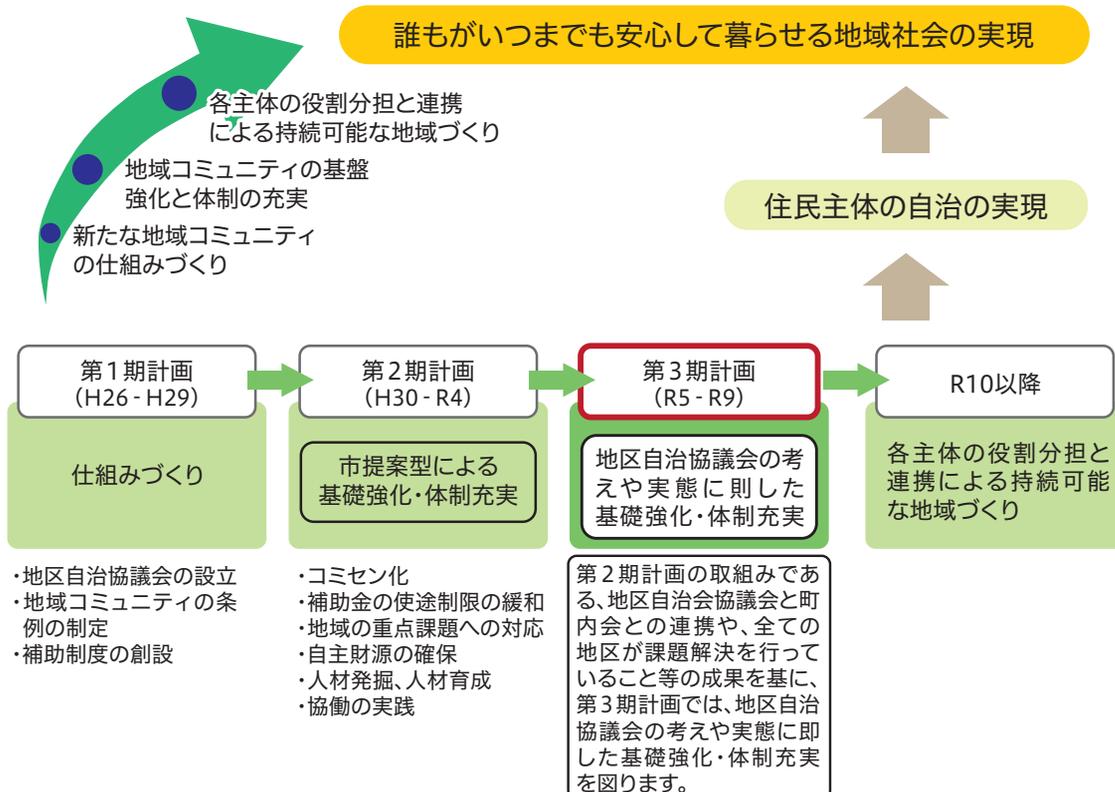
住民主体の自治に 向けた意識の高まり

町内会や地区自治協議会の活動を通じて、「自分たちの手によるまちづくり」の意識が高まっています。また、地域活性化を推進していくための地域づくり、人づくりの輪が広がっています。



※前計画との比較は、資料編 P104 に掲載

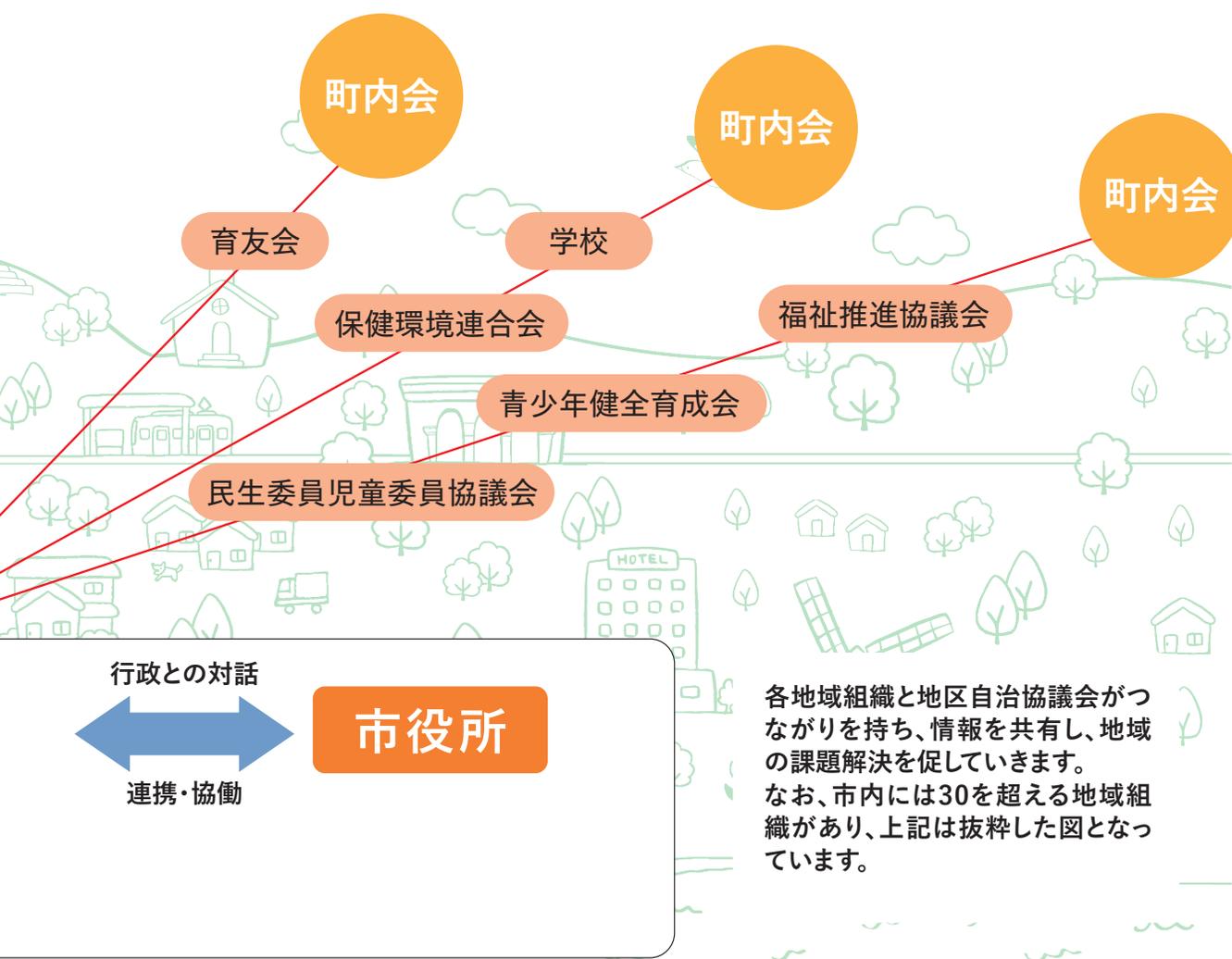
(将来像と計画の位置づけ)



前章「地域コミュニティの将来像」を進めていくためには、地域コミュニティの維持、活性化の主役となる町内会・地区自治協議会の役割や目指す姿を基に、行政の施策の方向性を明らかにする必要があります。

なお、地区自治協議会の役割は、令和3年度に設置した佐世保市地域運営研究会において共有した内容で構成しています。

最終的なゴールは 「誰もがいつまでも安心して暮らせる 地域社会の実現」



各地域組織と地区自治協議会がつながりを持ち、情報を共有し、地域の課題解決を促していきます。
なお、市内には30を超える地域組織があり、上記は抜粋した図となっています。

2 町内会の役割

町内会は、「自治会」「公民館」「区」など様々な呼び方がありますが、地域の皆様が安全・安心で住みよく明るいまちづくりを目指して活動している任意の団体です。

本市には約610の町内会があり、私たちの生活環境を支えています。町内会は、私たち一人ひとりの生活に最も身近なまちづくりの旗振り役として、地域の安全、安心、元気づくりに取り組む組織づくりを目指します。



私たちの暮らしを 支えている 町内会

Community Activities



身近な情報を届ける

広報紙や回覧板を通して、市からのさまざまな情報や町内会で行われるイベントなどの地域情報を住民に届けています。



安全をつくる

通学路での見守り活動により、子どもたちが安全に登下校できる環境を作っており、地域全体で子どもを見守っています。



行政への要望

地域住民と行政の橋渡し役として地域の声を行政へ届けています。個人からの意見・要望ではなく地域全体(町内会)の意見とすることで、スムーズな課題解決を図っています。



災害に備える

地震などの災害が起きたときのために、避難訓練や防災品の準備を行っています。いざという時に共助の力を発揮します。





防犯

防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロールなど、安全・安心なまちをつくるために活動しています。



環境美化

地域の草刈りや花の植え込みなどの活動で、きれいなまちをつくっています。普段からきれいにごみステーションを利用できるのも町内会のおかげです。



高齢者への福祉

つながりを大事にしながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、敬老会の開催や一人暮らしの高齢者宅への訪問を行っています。



交流

夏祭りや文化祭などのイベントを行い、地域の子どもから大人まで一緒になって楽しめるふれあいの場をつくっています。



3 地区自治協議会の役割

平成 30 年 4 月、市内 27 地区に設置された地区自治協議会は、町内会だけでは解決できない、まちづくりにおける地域課題の解決に取り組むとともに、町内会同士を繋いだり、行政との対話の窓口になったりする地域運営の要となる団体です。

※詳細については資料編 P105 ～ 120 に掲載

町内会との関係

町内会の良き相談役

町内会で対応するには難しい困りごとを解決したり、町内会と町内会を“つなぐ”役割を担います。いつでも相談にのってくれる頼もしい存在です。

地域運営の要となる 地区自治協議会

まちづくりとの関係

まちのお困りごと の調整役

まちのお困りごと（課題）を知って、まとめるのが役割です。
また、町内会では解決できない課題などには、自ら解決に向けて立ち上がることもあります！

行政との関係

行政との 対話の窓口

地域だけでは解決できない課題は、行政と一緒に取り組みますが、その時の対話の窓口が地区自治協議会です。市政懇談会等を通じて、市と地域課題を共有します。

地域課題について

今後、地域が解決したいと考えている地域課題として、通学路整備などのみちづくりに関する問題をはじめ、空き家対策などのまちの再生など、地域だからこそ、きめ細やかに対応できる取組みがあります。今後も地域と行政が協働して、地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。

※詳細は資料編 P81～85 に掲載

地区自治協議会が解決したいと考えている地域課題

①地区自治協議会と行政の“協働”で解決したい問題

みちづくりに関する内容が一番多く、次いで、空き家対策などのまちの再生や高齢者福祉などが協働で解決したい問題として挙げられました。

■地区自治協議会と行政の協働で解決したい問題

分野	件数
みちづくり	11
まちの再生	10
市民協働	8
高齢者福祉	5
環境に配慮したまちづくり	5
町内会加入促進・人材育成	5
公共交通	4
防災対策	3
学校教育	3
公共施設の在り方	3
防犯	3
文化芸術	1
水の安定供給	1
農林業	1
基地対策	1

N = 26

※分野は「平成30年度佐世保市まちづくり市民意識アンケート調査報告書」を参考とした

地区自治協議会が解決したいと考えている地域課題

②地区自治協議会“自ら”解決したい問題

子どもの安全対策等の防犯に関することをはじめ、単独町内会で解決できない問題や高齢者の見守り、健康づくりに関すること、および避難所の地域運営などの防災対策に関することが解決したい問題の多数を占めました。

その他にも、町内会脱退問題や役員の成り手不足、町内会長の高齢化等、町内会加入促進・人材育成に関することも、地区自治協議会自ら解決したい問題として挙げられました。

■地区自治協議会が“自ら”解決したい問題

分野	件数
防犯	7
市民協働	7
高齢者福祉	7
防災対策	7
町内会加入促進・人材育成	6
地域行事・イベント	4
青少年育成	2
循環型のまちづくり	1
健康を守る環境づくり	1
公共交通	1
生涯学習	1

N = 25

③地区自治協議会が町内会等組織に対して解決を望む問題

町内会未加入世帯対策や町内会活動の維持、後継者育成等、半数の地区自治協議会が、町内会加入促進、人材育成に関する問題の解決を望まれています。

その他にも、防災訓練や、危険個所及び高齢者宅の把握等の防災対策、高齢者の居場所創設や見守り等、高齢者福祉に関する問題などが挙げられました。

■地区自治協議会が町内会等地域組織に対して解決を望む問題

分野	件数
町内会加入促進・人材育成	13
防災対策	5
市民協働	4
高齢者福祉	4
環境に配慮したまちづくり	2
防犯	2
地域行事・イベント	2
広報	2
青少年育成	1
まちの再生	1
循環型のまちづくり	1
その他	1

N = 22

また、社会的、経済的な環境の変化から、行政側からみて、地域と一緒に協働して解決したいと考えている問題もあります。地域と協力しながら、地域課題の解決に向け取り組んでいきたいと考えています。

分野	問題	取組内容案
福祉	災害対策基本法の改正（令和3年5月）により、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となりましたが、対象者が多いことから行政だけでは作成することが困難です。	避難行動要支援者の状況や避難所までの経路等を把握している町内会をはじめ、自主防災組織や民生委員、福祉専門職であるケアマネージャー、相談支援専門員、地域包括支援センター等、様々な関係者の方と協力しながら、「個別避難計画」の作成を推進したい。
	地域住民が抱える複雑・複合的な課題や狭間のニーズに対しては、子ども・障がい・高齢・生活困窮という分野別の行政だけの支援体制だけでは解決することが困難になってきています。	子ども・障がい・高齢・生活困窮という分野にこだわらず、地域団体等が主体的に対話の中から新たな気づきや展開が生まれる場づくりの構築を支援していきたい。
防災	近年、地震や風水害等による大規模な自然災害等が発生しており、地域の特性に応じた個別具体的な防災計画の作成や防災訓練の実施に対する必要性が高まっています。また、長期にわたる避難生活となった場合、公助だけでは限界があり、適切な避難所運営ができないおそれがあります。	平時からの備えとして、地区防災計画の作成とその有効活用、そして地域における防災訓練などに対する支援を継続し、地域の防災力の向上を推進したい。また、災害における避難所設置の際、地区自治協議会地域内の避難所となるコミュニティセンターや小中学校において、地域住民が避難所運営の協働的な役割を担っていただき、地域共助の取組みを推進したい。
交通	公共交通に関して、利用者の減少による交通事業者の経営状況の悪化や運転士不足等に伴い、運行を担う交通事業者の確保が困難になり始めています。	地域内の移動手段の確保について、デマンドタクシー等既存の制度にとらわれず、地域団体等が主体的に運行できる輸送手段を構築したい。

④ 市の役割（施策体系）

大項目

中項目

1

町内会の活性化

(1) 町内会の継続的な運営・活動のための支援

(2) 町内会加入促進の取組み

2

地区自治協議会の運営・活動の充実

(1) 地区自治協議会運営体制の充実のための支援

(2) 地域活性化・地域課題解決に向けた活動の充実のための支援

3

地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化

(1) 広報啓発

(2) 地域コミュニティの大切さを継承する風土づくり、人づくり

(3) 先進的な取組みに関する研究・検討

市として、町内会や地区自治協議会を支援していく役割があります。

そこで、本計画の目指す姿を実現し、豊かな地域コミュニティの形成を図るため、前計画の3つの柱を引き続き設定し、これまでの取組みの成果、意見等を踏まえ、施策体系を以下のとおり整理します。

小項目

主な取組み

1	町内会活動に対する支援	各種補助金等の制度による支援
2	町内会運営に対する支援	町内会活性化ガイドラインの提供、町内会長研修の実施
3	町内会の負担軽減の推進	補助金オンライン申請の実施、電子回覧板等の町内会デジタル化の検討 等
4	行政による相談・助言	町内会の設立・再編等の支援、町内会定期相談会及び出張相談の実施

1	行政による加入促進	転入・転居者への加入案内・加入促進、町内会未設置区域対策 等
2	町内会と連携した加入促進	加入促進のチラシやグッズの提供、町内会加入促進協働活動
3	事業者等と連携した加入促進	住宅関連事業者や不動産業者と連携した加入促進 等
4	市職員の加入及び活動参加等の促進	職員研修等の実施、ひいては退職後の町内会及び地区自治協議会への参加、参画意識の醸成 等

1	事務局体制の支援	事務局支援、コミュニティセンターのきめ細やかなサポート体制の構築 等
2	地域組織との連携等による体制強化の推進	地区自治協議会役員等の負担軽減に向けた支援、地区自治協議会間の意見交換の場の創出
3	施設整備(拠点施設等の整備)	「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」に基づく計画的な地区自治協議会の事務スペースの確保

1	補助金制度による支援	活動支援にかかる使いやすい補助制度への見直し 等
2	市の支援体制の構築	NPO等目的型市民活動団体、企業、大学等との連携・協力体制の構築 等
3	コミュニティセンターにおける連携した取組み	学習情報や学習機会の提供・充実、市民ニーズや地域の課題等を見据えた講座の開催 等
4	地域運営に寄与する取組み	地域課題解決のための自主財源を確保する取組みへの支援

1	情報発信の推進	地域コミュニティ活性化シンポジウムの開催、町内会及び地区自治協議会の役割を説明したパンフレットや説明動画、インターネットによる広報啓発支援 等
2	出前講座、説明会・研修会による広報啓発	出前講座、説明会・研修会の開催

1	人材育成機会の提供	活動発表会や研修会の実施、大学・高校と連携した取組み 等
2	市職員の意識改革	市職員に対する地域コミュニティの維持、活性化に対する意識醸成 等

1	先進的な取組みに関する研究・検討	地区自治協議会をコミュニティセンターの管理運営主体とする指定管理者制度などの研究・検討 等
---	------------------	---

1 町内会の活性化

目指す姿と成果目標

【目指す姿】

町内会への加入意識の広まり

助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりが重要であることが再認識され、町内会の大切さを理解する人が増えつつあります。

- 町内会が暮らしの安全・安心など身近な地域課題を解決する組織として様々な活動を展開しています。
- 町内会の役割の周知が進み加入率の低下に歯止めがかかっています。また、担い手が育成され、持続可能な組織運営が行われています。

【成果目標】

	現況 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標設定の考え方
活動が活発な町内会の割合	41.1% ※コロナ禍前の令和元年度時点	60.0%	町内会の主体的な取り組み状況を推し測るもので、活動が活発ではないと思われる「どちらとも言えない」と回答した約3割の町内会を活性化につなげていくことを目標とします。 前計画策定時の平成29年度の実績は、55.7%でしたので、同等水準の割合とします。
町内会加入率	81.1%	90.0%	前計画策定時の平成29年度の実績は、83.9%であったものが年々低下し続けている状況です。 本計画策定時の佐世保市地域運営研究会において、加入率向上に向けて、目指すべき目標値を掲げ設定しました。

(1) 町内会の継続的な運営・活動のための支援

各主体の主な役割

市の役割

市は、安全・安心なまちづくりのための町内会活動に対して必要な支援を行うとともに、町内会の運営に関する相談、必要な助言を行います。

市民・町内会・事業者の役割

市民	市民は、町内会が地域で安全・安心な生活を送るために重要な役割を担っていることを認識し、町内会活動へ主体的に参加・参画します。
町内会	町内会は、誰もが参加・参画しやすい環境づくりや開かれた組織を目指すとともに、主体的な活動や、積極的な情報発信を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。
事業者	事業者は、所在する地域の町内会及び地区自治協議会の活動への参加及び協力を努めるものとします。

施策の方向性

① 町内会活動に対する支援

- 集会所等施設整備、敬老行事、環境美化など町内会活動に対する各種補助制度や、市民活動保険や地域活動用 AED 貸出など町内会活動を支援する各種支援制度を継続していきます。

主な取組み

- 各種補助金等の制度による支援

② 町内会運営に対する支援

- 町内会の円滑な運営や継続的な活動を促進するため、町内会に関する基本的な事項を整理した「町内会活性化ガイドライン」を適宜更新して提供します。
- 新たに就任された町内会長や役員等を対象とした町内会長研修会を実施します。

主な取組み

- 町内会活性化ガイドラインの提供
- 町内会長研修の実施

③町内会の負担軽減の推進

- 町内会に対する依頼事務の見直しや、補助金等のオンライン申請を実施するなど、町内会の負担軽減に努めます。
- 町内会内の情報伝達の速達性を高め、事務の効率化を図るため、情報発信、行事の参加確認、災害時安否確認等の機能を持つ電子回覧板等の町内会のデジタル化の検討を行います。
- 防犯灯の維持管理に対する事務的・財政的負担の軽減を図ります。
- 集会所等の火災保険料など、町内会の運営費に関する費用負担軽減につながる方策を検討します。

主な取組み

- 町内会の依頼事務の見直し
- 補助金等のオンライン申請の実施
- 電子回覧板等の町内会デジタル化の検討
- LED防犯灯更新及び電灯料補助制度の継続実施
- 町内会運営費の費用負担軽減策の検討

④行政による相談・助言

- 町内会を新たに設立するときや、持続可能な町内会づくりのために隣接町内会との再編等の取組みを希望する町内会に対して、相談や設立・再編等に係る事務手続きの支援を行います。
- 町内会が抱える課題の解決に向けた支援のため、定期的な相談会や役員会等への出張相談を実施します。

主な取組み

- 町内会の設立・再編等の支援
- 町内会定期相談会及び出張相談の実施

(2) 町内会加入促進の取組み

各主体の主な役割

市の役割

市は、市民に対して町内会の必要性や重要性に関する広報・周知を図るとともに、町内会への加入を促進します。

市民・町内会・事業者の役割

市民	市民は、住んでいる地域で安全・安心な生活を送るために、「お互いさまの精神」で支えてきた町内会に加入し、その活動へ参加・参画します。
町内会	町内会は、市民の町内会の加入や活動への参加・参画を促進します。
事業者	事業者は、従業員の町内会への加入を促進するとともに、活動に参加・参画に配慮するものとします。

施策の方向性

①行政による加入促進

- 市役所や支所等の窓口で、本市に転入及び市内転居される市民に対して、町内会加入促進チラシや加入案内連絡票等を配布し、町内会の周知と加入促進を行います。
- 市民への町内会への参加・参画を促進するため、町内会 PR 動画やテレビやラジオ等のメディア等を活用して周知啓発を行います。
- 町内会区域の地図調査を行い、町内会の未設置区域を把握しその対策に取り組みます。

主な取組み

- 転入・転居者への加入案内・加入促進
- 町内会 PR 動画及びメディア等による周知啓発
- 町内会未設置区域対策

②町内会と連携した加入促進

- 町内会における加入促進の取組みを支援するため、加入促進のチラシやグッズ等の提供を行うとともに、要請に応じて町内会の役員等に同行するなど協働して加入促進を図ります。

主な取組み

- 加入促進のチラシやグッズの提供
- 町内会加入促進協働活動

③事業者等と連携した加入促進

- 官公署、事業者と大学に協力を得ながら、職員、従業員、学生の町内会への加入を促進するとともに、活動への参加・参画に対する理解と協力を求めていきます。
- 住宅関連事業者と連携し、新興住宅の居住者又は居住を予定される方々に対して、町内会の案内や加入の促進を行います。
- 不動産業者と連携し、アパートや賃貸住宅の入居者における町内会への加入促進を行います。

主な取組み

- 官公署・事業者等への加入案内・加入促進
- 住宅関連事業者や不動産業者と連携した加入促進

④市職員の加入及び活動参加等の促進

- 新入市職員を対象に、町内会の活動や役割といった内容の研修を実施します。
- さらに、全職員を対象に、行政の立場からの町内会存在の意義だけでなく、居住地域での町内会活動等への積極的な参加や参画を促し、地域で暮らすうえでの地域活動の大切さの意識の醸成を図っていきます。

主な取組み

- 職員研修等の実施
- 職員加入状況調査の実施
- 市職員に対する地域コミュニティの維持、活性化に対する意識醸成
- ひいては退職後の町内会及び地区自治協議会への参加・参画意識の醸成

2 地区自治協議会の 運営・活動の充実

目指す姿と成果目標

【目指す姿】

地区自治協議会の地域づくりの広がり

地域運営の要として、地区自治協議会の活動が活発に行われ、各地域で地区自治協議会が行う地域づくりが広がっています。

- 地区自治協議会が地域運営の要となる組織として、町内会だけでは解決できないまちづくりの調整役として、また、町内会の相談役や行政との対話の窓口として機能しています。
- 地区自治協議会の役員の重複問題などが解消され、持続可能な組織運営を実現しています。

【成果目標】

	現況 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標設定の考え方
地区自治協議会役員（町内会長等）の負担軽減が図られたと思う地区の割合	14% (4地区)	100% (27地区)	役員（町内会長等）の負担軽減は、地域の活力を向上させ、ひいては新たな担い手の参画を促進するものであり、地域コミュニティの基盤強化、体制の充実を図るうえで、全地区での実施を目標とします。

(1) 地区自治協議会運営体制の充実のための支援

各主体の主な役割

市の役割

地区自治協議会の運営や活動が継続的かつ計画的に実施できるよう、運営体制の充実に向け支援します。

地区自治協議会の役割

- 地区自治協議会は、町内会等を中心に地域コミュニティの維持、活性化に取り組むことを基本に、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指します。
- 地区自治協議会と地域組織は、再編・合流または連結という方法により、役員の負担軽減を図りながら、地域活性化や地域課題の解決等を行います。
- 地区自治協議会は、事務局職員の雇用など事務局体制の充実を図ります。
- 若い世代など新たな担い手の参画を目指した取組みを行います。

施策の方向性

① 事務局体制の支援

- 地区自治協議会は地域から事務局長を選任することが基本になります。一方で、地域の事情で選任できない場合は、地域からの要請に応じて行政が支援する必要があるものと考えます。
- 地域からの事務局長選任体制のあるべき姿について、引き続き地域と意見交換を続けながら、持続可能な運営体制構築に向けた検討を継続していきます。
- また、コミュニティセンターは、事務局長の選任の方法に関わらず、地区自治協議会事務局を支援する役割を担うものとなります。コミュニティ・協働推進課に配置するコーディネーターは、これに加え、地区自治協議会運営におけるノウハウの橋渡し役として、事務局支援を行います。

主な取組み

- 事務局支援
- コミュニティ・協働推進課及びコーディネーターの地域運営に係る支援
- コミュニティセンターのきめ細やかなサポート体制の構築
- 事務局実務マニュアルの更新
- 事務局職員研修等の実施
- 地域コミュニティ推進事業補助金による人件費支援の継続と、適正な額の検討

②地域組織との連携等による体制強化の推進

- 地区自治協議会は、各地域の実情に応じて地域運営を行っています。市として、地区自治協議会は、全町内会が加入されることが望ましい姿と捉えたうえで、地域組織との関係性や考え方を尊重しながら、支援を行います。
- 具体的には、地域組織（青少年健全育成会、福祉推進協議会、連合町内会）との再編・合流、または地域組織との連結（関係づくり）という方法により、役員重複問題を解消し、地域における情報共有を始め、地域課題解決等を行っていくことを推進します。
- 地域組織との再編・合流、または連結のいずれの方法にしても、地区自治協議会は、地域運営の要となる組織であり、町内会等と、より強い結びつきが重要であり、地域運営の基盤となる形として、これを推進していきます。
- また、持続可能な組織となるためには若い世代の参画も必要です。イベントや行事など、地域活性化の取組みを通じて、若い世代の参画を促進している地区もあり、参考となる事例を共有し、活用できるような取組みを進めます。
- さらに、地区自治協議会の会長等による連合組織の設置については、地域の機運が醸成されたときに組織化の支援を行います。

主な取組み

- 地区自治協議会役員等の負担軽減に向けた支援
- 地区自治協議会間の意見交換の場の創出

③施設整備（拠点施設等の整備）

- 地域からは、地区自治協議会事務局職員とコミュニティセンター職員が同じ事務室で事務を行い、協力体制を確立することが最も大事ではないかとの声があります。また、地区自治協議会の事務局のスペースが狭隘で、活動に支障があるとの声もあります。
- 全市的な公共施設の長寿命化計画を進めており、原則、これに併せて、事務スペースの確保等、必要な整備に努めていきます。

主な取組み

- 「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」に基づく計画的な地区自治協議会の事務スペースの確保

(2) 地域活性化・地域課題解決に向けた活動の充実のための支援

各主体の主な役割

市の役割

地区自治協議会が行う地域活性化・地域課題の解決の取組みを支援します。

地区自治協議会の役割

- 地区自治協議会は、地域コミュニティの維持・活性化、地域課題の解決及び地域の活性化に向けた取組みを推進します。
- 地区自治協議会は、町内会の課題の解決に向けた助言・支援を行うと同時に、町内会の活動に対する連携・協力を行います。
- 地区自治協議会は、市政懇談会等を通じて、市と地域課題を共有します。

施策の方向性

①補助金制度による支援

- 市は、町内会及び地区自治協議会が行う地域コミュニティの活性化の推進に資する活動等に対し、予算の範囲内で財政上の支援を行うなど、必要な支援措置を講じることが条例で規定されています。
- このことを踏まえ、市は地区自治協議会の活動に対する補助制度を継続していきます。
- 市補助制度に対して、地域から使いづらいつの声を受け、令和3年度には用途の制限を緩和するなど、補助制度の改善に努めてきました。今後においても、地区自治協議会の活動目的を効果的、効率的に達成できるよう改善に努めていきます。

主な取組み

- 地域コミュニティ推進事業補助金による活動費の支援
- 活動支援にかかる使いやすい補助制度への見直し

②市の支援体制の構築

- 安心して暮らせる地域社会の実現のためには、多様な主体が参画する必要があり、特に、地域課題解決にあたっては、地区自治協議会と市が協働して取り組むことが必要です。
- 地域からは、市のどの部署に相談すればよいかわからないとの声があり、課題分野別の市の担当部局一覧表を作成するなど、コミュニティ・協働推進課と担当部局で連携して、課題解決にかかる支援を行っていきます。
- また、福祉分野における地域包括支援センターなどの専門機関との連携により、地域課題解決の促進につながる場合も考えられますので、市が関わりを持ち、多様な主体が連携し課題解決が進むような取組みを進めます。
- さらに、地域運営の要として活動を行う地区自治協議会において、NPO など目的型市民活動団体、企業、大学、社会福祉協議会等との連携・協力は、地域活性化、地域課題解決の促進につながります。そのため、地域運営の要となる地区自治協議会と多様な主体との連携・協力が進むような取組みを推進します。

主な取組み

- 地域の課題解決における関係部局の連携強化
- 地区自治協議会とNPOなど目的型市民活動団体、企業、大学、社会福祉協議会等との連携・協力体制の構築

③コミュニティセンターにおける連携した取組み

- 生涯学習の拠点となる公立公民館が令和3年4月からコミュニティセンターとなりましたが、社会教育活動を縮小させることなく担保し、社会教育推進員であるコミュニティセンター職員の資質向上と専門的知識習得のため、研修の実施や社会教育主事講習等への参加促進に継続して取り組みます。
- また、学びの成果を地域のまちづくりに反映できるよう、地区自治協議会とコミュニティセンターが連携し、主催講座等の充実や地域イベントの開催を行います。

主な取組み

- 学習情報や学習機会の提供・充実
- 魅力ある地域づくり等に資する生涯学習活動への連携・支援
- 市民ニーズや地域の課題等を見据えた講座の開催

④地域運営に寄与する取組み

- 全国では、地域コミュニティを基点にして、住民が主役となり、顔の見える関係の中で、地域運営にかかる自主財源を確保する事業に取り組まれています。
- 本市においても、令和3年度に地区自治協議会を対象に勉強会を開催し、地域コミュニティで眠っている労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を生かし、地域住民が主体となって自発的に地域の問題解決に取り組み、やがて活動にかかる一定の収益が得られるよう成長させていくといった、コミュニティの元気づくりを目的としたバザーやコミュニティカフェなど、大小さまざまな取組みがあることを共有しました。
- このような取組みは、地域住民が集まり、話し合いを通じて、人と人とのつながりがより深められる絆づくりでもあり、意欲・熱意のある地域に対して、その要請に応じて、取組事例の紹介などの必要な支援を行っていきます。

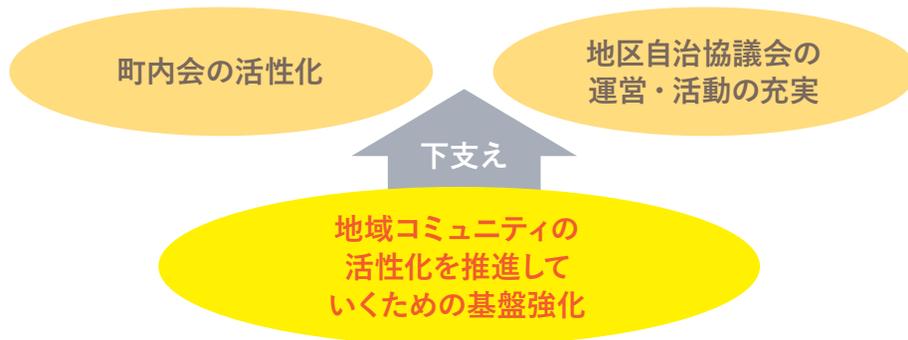
主な取組み

- 地域課題解決のための自主財源を確保する取組みへの支援

3 地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化

目指す姿と成果目標

【目指す姿】



本計画では、次のとおり目指す姿を掲げています。

- ・ 町内会への加入意識の広まり
- ・ 地区自治協議会の地域づくりの広がり
- ・ 住民主体の自治に向けた意識の高まり

この目指す姿の実現に向け、「町内会の活性化」と「地区自治協議会の運営・活動の充実」を施策の柱とし、これらの施策の基盤となる取組みとして、「地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化」の取組みを推進します。

- 地区自治協議会の役割や活動について、ホームページや SNS などを使った情報発信を行う環境が整い、幅広い世代に周知されています。
- 市民が多様な地域コミュニティ活動に参加しています。また、その活動の中核を担う人材育成の環境が整い、継続的に人材が育まれています。

【成果目標】

	現況 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	目標設定の考え方
インターネットを活用した広報活動を実施している地区自治協議会	11% (3地区)	100% (27地区)	幅広い世代への地域情報の発信、事務局における効率的な情報伝達を目指すため、全地区での活用を目標とします。平成29年度は1地区。

(1) 広報啓発

各主体の主な役割

市の役割

私たちは、周りの人のちょっとした気遣いや見守りの中で、支え、支えられながら暮らしています。この地域コミュニティの大切さを伝えていくことが重要であり、様々な広報媒体を活用した情報発信ができる環境づくりに努めるとともに、理解促進を図ります。

町内会・地区自治協議会の役割

町内会及び地区自治協議会は、紙媒体に加え、地域の実情に応じて、インターネット等を活用し、地域コミュニティに関する情報を発信するよう最大限努力します。

施策の方向性

① 情報発信の推進

- 町内会への加入や参加等の促進、地域コミュニティに関する広報啓発を行います。町内会及び地区自治協議会が、自らの活動に関する情報発信を行えるよう支援します。特に、若い世代は、インターネットから情報を得る場合が多く、参加したい、参加しやすいと思われるには、情報発信は重要な取組みのひとつです。紙媒体に加え、簡単にインターネット等で情報発信ができるような仕組みの構築、及び若い世代をターゲットとした、比較的簡易な SNS（インスタグラムやフェイスブック等）による情報発信の仕組みが構築できるよう研究します。
- また、町内会及び地区自治協議会の活動内容を共有し、地域コミュニティの維持・活性化の取組みに生かせるよう、地域コミュニティ活性化シンポジウム等の情報共有の場を創出します。

主な取組み

- 地域コミュニティ活性化シンポジウムの開催
- 地区自治協議会間の情報共有の場の創出
- 町内会及び地区自治協議会の役割を説明したパンフレットや説明動画、インターネットによる広報啓発支援
- インターネット活用のための研修会やコーディネーター等の支援

② 出前講座、説明会・研修会による広報啓発

- 地域コミュニティを支える町内会や地区自治協議会について理解を深めてもらうため、出前講座や各種説明会を行います。

主な取組み

- 出前講座、説明会・研修会の開催



(2) 地域コミュニティの大切さを継承する風土づくり、人づくり

各主体の主な役割

市の役割

地域の皆さんが地域コミュニティの大切さを理解し、これを守り、育てていく風土づくりや人づくりが必要です。地域の高齢化が進む中で、地域をけん引していく若いリーダーや役員など、活動の中核を担う人材育成の取組みを支援します。

町内会・地区自治協議会の役割

- イベントや行事等の取組みの中で、若いリーダーとなる人材を発掘し、また活動の中核を担う人材の育成に努めます。
- 幅広い世代の人たちが気軽に参加することができ、それぞれの経験や能力を地域活動に活かしてもらうような場を創出します。
- 人とのつながりの大切さ、ふるさとへの愛着を育み、子どもたちをはじめ、次世代の地域活動を担う人材の育成に努めます。

施策の方向性

① 人材育成機会の提供

- 地域づくりは、人づくりであり、町内会及び地区自治協議会等が、学校等と連携・協働し、地域をけん引していく人材発掘や人材育成の機会を創出できるよう、その取組みを支援します。具体的には、シンポジウムなどを通じて、他地区の取組み事例の紹介をはじめ、他都市において、注目されている事例を紹介するなど、地域活動の参考となり、また実践してみたいと思われるような研修の機会を創出していきます。
- さらに、市内大学や高校との連携した取組みとして、地区自治協議会の活動を体験してみるといった、地域コミュニティの重要性を肌で感じられるような場の創出について研究します。

主な取組み

- 活動発表会や研修会の実施
- 大学・高校と連携した取組み
- 小学生を対象とした町内会パンフレットの配布
- コミュニティセンターを活用した子どもや若い人が集まる人材育成の取組み
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度等）等の取組み

※コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度等）とは、学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら、子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み。

②市職員の意識改革

- 平成20年をピークに、我が国は人口減少社会に突入し、少子高齢化を始め、東日本大震災や熊本地震等のような予期せぬ災害の発生や新たな感染症の影響等という本市を取り巻く環境は大きく変化してきました。これらの環境の変化に対し、町内会及び地区自治協議会と協働し安定した社会を維持してきており、今後も、このような環境の変化やリスクに対応していく必要があります。
- 行政に求められるニーズは複雑化、多様化する中で、行政だけで、きめ細やかに、すべてに対応することは困難であり、今後も、町内会及び地区自治協議会と協働し、地域課題の解決や地域活性化に向けた取組みを進める必要があります。
- このことを踏まえ、市は、職員に対して、研修等を通じて、地域コミュニティの意義や、共助の精神について、意識醸成を図り、職員が自主的に居住地域で町内会活動等へ積極的に参加や参画するように繋げていきます。

主な取組み

- 職員研修等の実施
- 市職員に対する地域コミュニティの維持、活性化に対する意識醸成
- ひいては退職後の町内会及び地区自治協議会への参加、参画意識の醸成 (再掲)

(3) 先進的な取組みに関する研究・検討

各主体の主な役割

市の役割

全国では、複雑・広域化する地域課題の解決のため、市職員などが町内会及び地区自治協議会の運営や地域づくり活動を支援する地域担当者制度や町内会及び地区自治協議会の法人化、地区自治協議会をコミュニティセンターの管理運営主体とする指定管理者制度など、町内会及び地区自治協議会に対する様々な取組みや制度が導入されています。

全国で行われている取組みについて、情報収集など必要な調査を行いながら、先進的な取組みについて研究・検討を行います。

施策の方向性

① 先進的な取組みに関する研究・検討

- 地域担当者制度や町内会及び地区自治協議会の法人化、また、地区自治協議会の活動が活発に行われることを目的とし、コミュニティセンターの管理運営主体とする指定管理者制度などについて、他都市の事例や全国の多くの自治体が参加する「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」等の情報を有効に活用しながら、本市における実現可能性について研究・検討を行います。

主な取組み

- 地域担当者制度や町内会及び地区自治協議会の法人化、地区自治協議会をコミュニティセンターの管理運営主体とする指定管理者制度などの研究・検討

●町内会加入を促進するためのロゴマーク



- 私たちの暮らしを支えている町内会の役割を説明したパンフレット、また町内会を中心に、地域コミュニティの維持、地域の活性化、地域課題の解決に取り組む地区自治協議会の役割を説明したハンドブックを作成しました。



第6章

計画の推進体制と進捗管理

本計画の推進にあたっては、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」及び本計画に基づき、市民等、町内会、地区自治協議会、事業者及び市など関係する多様な主体が、それぞれの役割を果たすとともに互いに、力を合わせて推進していきます。

① 行政の推進体制と進捗管理

本計画の取組み状況については、庁内組織である「佐世保市地域コミュニティ・協働推進本部」において、適切な進捗管理を行います。

また、町内会及び地区自治協議会へのさまざまな補助支援の担当部局や地域課題に関わる部局と連携して計画を推進していきます。

② 町内会及び地区自治協議会との進捗状況の共有

本計画の取組みにあたっては、町内会研修や地区自治協議会との意見交換の場を活用し、取組状況を説明するなど計画の推進を図ります。

③ 各種機関との連携

町内会や地区自治協議会は、ごみの問題などの生活に密着したことから、少子高齢化や台風による自然災害など、環境や福祉、防災といった様々な分野で活動を行っています。

地域課題解決にあたっては、NPOなどの目的型市民活動団体や企業、大学、社会福祉協議会等の各種機関との連携により、力を合わせて地域課題を解決していくことが重要です。また、このような地域づくりは、佐世保市地域福祉計画の基本理念となっている「地域共生社会」の実現にもつながるものと考えます。

そのようなことから、市は、計画の推進にあたって、町内会や地区自治協議会と各種機関との連携を図ります。

※地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地区自治協議会名簿

(令和5年3月現在)

	名 称	設立日	会長名
東部ブロック	宮地区自治協議会	平成25年 7月 17日	横山 春美
	三川内地区自治協議会	平成28年 5月 14日	横石 政夫
	針尾地区自治協議会	平成27年 9月 1日	富川 安憲
	江上地区自治協議会	平成29年 5月 1日	浦 憲治
	広田地区自治協議会	平成29年 10月 1日	堀江 秀夫(代表者)
	早岐地区自治協議会	平成30年 4月 1日	横尾 英彦
	日宇地区自治協議会	平成28年 10月 1日	川上 眞毅
中央南ブロック	崎辺地区自治協議会	平成29年 4月 1日	前川三喜男
	南地区自治協議会	平成28年 4月 1日	小野 茂
	山澄地区自治協議会	平成25年 7月 31日	土谷 照義
	中部地区自治協議会	平成28年 6月 4日	八頭司 俊
中央北ブロック	西地区自治協議会	平成28年 7月 1日	中倉 孝行
	愛宕地区自治協議会	平成29年 7月 1日	柴田 和夫
	九十九地区自治協議会	平成28年 5月 20日	大谷 政輝
	清水地区自治協議会	平成29年 4月 1日	古賀 良一
	北地区自治協議会	平成30年 4月 1日	片山 常光
北部ブロック	大野地区自治協議会	平成25年 8月 6日	吉田 淳次
	柚木地区自治協議会	平成28年 4月 21日	永淵 秀雄
	中里皆瀬地区自治協議会	平成29年 11月 29日	福川 正博
	相浦地区自治協議会	平成29年 10月 11日	山口 久雄
	黒島地区自治協議会	平成29年 7月 11日	濱田 次義
西部ブロック	吉井地区自治協議会	平成25年 7月 6日	中尾 静
	世知原地区自治協議会	平成28年 8月 25日	毛利 卓
	宇久地区自治協議会	平成29年 4月 1日	阿野 房良
	小佐々地区自治協議会	平成27年 12月 6日	山本 敏
	江迎地区自治協議会	平成28年 4月 27日	末永 剛
	鹿町地区自治協議会	平成28年 4月 21日	新立 幸市

(敬称略)

佐世保市地域運営研究会委員名簿

令和3年度

	所 属	役職名	氏 名
座 長	長崎国際大学	地域・産学官連携 特任教授	檜 貢
	東部ブロック代表 (三川内地区自治協議会)	会長	横石 政夫
	東部ブロック代表 (広田地区自治協議会)	会長	嶋田 裕治
	中央南ブロック代表 (中部地区自治協議会)	会長	八頭司 俊
	中央北ブロック代表 (清水地区自治協議会)	会長	古賀 良一
	北部ブロック代表 (相浦地区自治協議会)	会長	山口 久雄
	北部ブロック代表 (柚木地区自治協議会)	会長	永淵 秀雄
	西部ブロック代表 (吉井地区自治協議会)	会長	中尾 静
	西部ブロック代表 (世知原地区自治協議会)	会長	毛利 卓
	山口大学	人文学部教授	速水 聖子
	佐世保市社会教育委員の会	委員長	岩崎 勢智子
	総務省自治行政局市町村課	課長補佐	田頭 真二

(敬称略)

令和4年度

	所 属	役職名	氏 名
座 長	元 長崎国際大学	地域・産学官連携 特任教授	檜 貢
	東部ブロック代表 (三川内地区自治協議会)	会長	横石 政夫
	東部ブロック代表 (江上地区自治協議会)	会長	浦 憲治
	中央南ブロック代表 (中部地区自治協議会)	会長	八頭司 俊
	中央北ブロック代表 (清水地区自治協議会)	会長	古賀 良一
	北部ブロック代表 (相浦地区自治協議会)	会長	山口 久雄
	北部ブロック代表 (柚木地区自治協議会)	会長	永淵 秀雄
	西部ブロック代表 (吉井地区自治協議会)	会長	中尾 静
	西部ブロック代表 (世知原地区自治協議会)	会長	毛利 卓
	佐世保市社会教育委員の会	委員長	岩崎 勢智子

(敬称略)

用語解説

「地域コミュニティ」

地域の住民が日常的に生活し、交流を行っている、地域社会における町内会などの住民同士のつながり又は集まりをいいます。

「市民」

市内に居住する者をいいます。

「事業者」

市内にその事務所又は事業所を置き、事業活動を行う者をいいます。

「市民等」

市民、市内に通勤し、又は通学する者及び事業者等をいいます。

「町内会」

一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体又は自治活動を行っている
と認められる集合住宅の管理組合であって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地
域的な共同活動を行う地域コミュニティの最も基礎的な住民自治組織のことをいいます。

なお、本市においては、地域によって「自治会」、「公民館」、「区」など呼称は様々で
すが、本計画では、「町内会」で統一しています。

「地区自治協議会」

コミュニティセンターが事業の主たる対象としている区域を基準とする区域内におい
て、町内会を中心に 地域コミュニティの維持、再構築もしくは形成、地域課題の解決
又は地域の活性化に取り組むことを基本として設置された団体であって、市長の認定を
受けたものをいいます。

市は、佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、必要な支援を行います。

「住宅関連事業者」

住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う事業を実施する者をいいます。

Sasebo!



「町内会」に
加入して

みんなと絆
増す笑顔

第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画

佐世保市 市民生活部 コミュニティ・協働推進課
〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号
電話:0956-24-1111(代表) FAX:0956-25-9675

2023年(令和5年)3月発行

